

松戸市高齢者虐待防止マニュアル 〔 専 門 職 用 〕

みんなで防ごう高齢者虐待！！

松戸市

松戸市高齢者虐待防止ネットワーク

令和5年2月

改定にあたって

松戸市高齢者虐待防止ネットワークの活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

そして、これまで、多くの方々に専門職マニュアルをご利用いただき、深く感謝致しております。このたび、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク「松戸市高齢者虐待防止対応マニュアル（専門職用）」を再度改定することになりました。

今回の大きな改定点は、「35日ルール」をマニュアルに盛り込んだことです。これは、虐待事例（または虐待が疑われる事例）において、「遅くとも35日以内ごと」に支援者が、被害者（または被害者と想定される者）に直接接触することを義務付けるものです。

これまでは通報時には、被害者に円滑に接触できない場合、最大でも35日以内に支援者が接触することを義務付けていました。しかし、継続支援事例では、前回の接触から35日以上、支援者が接触できないままに経過する例が散見されていました。しかし、これでは継続支援事例において被害者（または被害者と想定される者）の安全確保に課題があると考えられました。そこで、松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、制度を見直し、継続支援事例でも、前回の接触から最大でも35日以内に、支援者が接触することを義務付けて運用することにしました。これにより、非常に深刻な事態に被害者が陥る前に危機を回避できる例を経験しています。

その他、令和の時代の幕開けにあたり、様々な細部の修正を施しました。本書が多くの専門職の方々に利用されることを期待しています。

本内容は、市役所の職員、地域包括支援センター、多くの民間事業者の叡智を結集したものです。改良すべき点も多いと思います。皆様の忌憚のないご批判、ご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

令和2年1月31日

松戸市高齢者虐待防止ネットワーク

会長 和田 忠志

はじめに（第一版）

わが国においては、超高齢者社会を迎え、福祉サービスの普及が進む一方で、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的問題になっています。

平成18年4月1日より、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、全国各地で高齢者虐待防止ネットワークが設置されています。松戸市では、すでに平成16年7月から「松戸市虐待防止ネットワーク」を設置し、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止に取り組んでまいりました。そして、この5年間、多くの方々のご協力により、高齢者虐待防止の裾野は広がり、高齢者虐待通報数の増加とともに、被虐待者本人からの通報・相談も増えてまいりました。関係者の方々に深謝する次第です。

本マニュアルは、高齢者虐待防止対応マニュアル（家庭用）・高齢者虐待防止対応マニュアル（養介護施設用）に引き続き「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」が、権利擁護に関する専門職のために作成しました。いわば、高齢者虐待防止対応マニュアルの「最上級編」です。市役所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、中核地域生活支援センター職員などの、権利擁護に関する専門職に役立つことはもちろん、地域の医療や福祉の専門職で、この問題に積極的に取り組む方々にご使用頂けるのではないかと思います。

本マニュアルは、どこまでも実践的立場から、市役所職員、地域包括支援センターや在宅介護支援センター職員及び多くの民間事業者の叡知を結集して作成されたものです。本マニュアル作成に関わった皆様に、深く感謝申し上げます。また、本マニュアルをお読みになり、実用に供した方々から、ぜひ、ご批判とご指導を賜り、本マニュアルをよりよきものにしていきたいと願っております。

平成21年3月31日
松戸市高齢者虐待防止ネットワーク
会長 和田忠志

目次

まえがき	1
------------	---

第一章	2
------------------	----------

1 権利擁護に関わる専門職について	2
(1) 市役所（基幹型地域包括支援センター）	2
(2) 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）	2
(3) 中核地域生活支援センター	3
(4) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク	4
(5) 松戸市障害者虐待防止ネットワーク	5
(6) 松戸市基幹相談支援センター	5
2 連携職種・制度について	6
(1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）	6
(2) 民生委員・児童委員	7
(3) 高齢者支援連絡会	7
(4) 人権擁護委員・法務局	8
(5) 警察署（生活安全課）	9
(6) 生活支援一課・二課	10
(7) 生活困窮者自立支援制度（松戸市自立相談支援センター）	10
(8) 健康福祉センター（保健所）	11
(9) 医療機関の「医療ソーシャルワーカー」	12
(10) 社会福祉協議会	12
(11) 弁護士	13
(12) 市役所のその他の部署	13
① 障害福祉課	13
② 健康推進課（保健福祉センター）	13
③ 子ども家庭相談課	14
④ 男女共同参画課	14
⑤ 福祉まるごと相談窓口	15
(13) 地域包括ケアシステム構築支援アドバイザー	15
(14) 権利擁護支援ネットワーク事業	15

3 連携について	16
----------------	----

相談・連携先一覧	17
-----------------------	----

第二章 18

1 養護者による高齢者虐待類型	18
-----------------------	----

2 居宅での基本的な対応	19
--------------------	----

(1) 通報義務	19
(2) 通報受理時の聴取のポイント	21
(3) 虐待通報受理後の緊急性の判断と事実確認	25
(4) 立入調査権等（高齢者虐待防止法 第11条）	32
(5) 警察署長への援助要請（高齢者虐待防止法 第12条）	37
(6) 面会の制限（高齢者虐待防止法第13条）	39
(7) 住民票の閲覧制限	41

3 家庭内での虐待事例に活用する様々なスキル	44
------------------------------	----

(1) カンファレンスの具体的手法	44
(2) 被虐待者と信頼関係を構築する	45
(3) 虐待者に辛抱強く関わる	46
～虐待者のレスキューのサインを見逃さない～	46
(4) 虐待事例の見守りと状況変化への迅速な対応	47
(5) 成年後見制度	47
(6) 経済的支援	50
(7) 一時保護施設の具体的な活用	54
(8) 支援終了の判断	54
(9) 弁護士連携の実際	55

4 分離	56
------------	----

(1) 分離の必要性の判断	56
(2) 一次分離と二次分離	59
(3) 長期的分離（二次分離）における他府県・他市町村との連携	60
(4) 分離における老人福祉施設の活用（根拠法令：介護保険法）	60
(5) 老人福祉法における「措置制度」の虐待ケース対応での利用（根拠法令：老人福祉法第11条）	63
(6) 医療機関への分離と「医療ソーシャルワーカー」	67

5 高齢者虐待の定義解釈の詳細とその判断	68
(1) 介護能力のない同居障害者等による高齢者虐待.....	68
(2) 現在は養護をしていない親族(同居でない親族等)による虐待.....	68
(3) 自立高齢者に対する虐待(「現に養護を受けていない(自立)高齢者」に対する虐待)	69

第三章 施設内虐待.....71

1 施設内虐待が起こりうる複合的要因についての理解	71
2 施設内虐待の通報受理ルート	72
3 施設内虐待の調査の実際	72
(1) 「コア会議」での緊急性の判断.....	72
(2) 施設への説明と調査協力依頼.....	73
(3) 被虐待者周辺からの事実確認.....	73
(4) 施設長・事業所の管理者等からの事実確認.....	74
(5) 施設職員からの聞き取り調査.....	74
(6) 虐待の事実を確認した場合の対応.....	75
(7) 県への報告.....	76
(8) 県が行う養介護施設従事者等による高齢者虐待の公表.....	76
4 施設のエンパワメント	76

第四章 高齢者虐待防止ネットワークについて.....78

1 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク運営要綱	78
2 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク委員構成	83
3 高齢者虐待防止ネットワーク事業について	85
(1) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業機能と役割〔全体像〕.....	85
(2) 家庭内における高齢者虐待の対応フロー.....	86
(3) 養介護施設従事者による高齢者虐待の対応フロー〔施設等〕.....	87

巻末資料.....88

共通フェイスシート G・K・S.....89

高齢者虐待事案に係る援助依頼書.....95

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年十一月九日法律第二百二十四号）.....96

2 認知症と高齢者虐待の関係について.....114

3 成年後見人等の権限.....115

4 低所得者に対する制度（介護保険・医療保険）.....119

（1）介護保険制度に関する低所得者への制度.....119

（2）医療保険制度に関する低所得者等への制度.....121

5 長期生活支援貸付金貸付制度（リバースモーゲージ）.....123

6 松戸市虐待防止指針作成の手引き.....125

まえがき

～「虐待をしている人を援助する」という考え方の重要性について～

本書は、市役所や地域包括支援センター、中核地域生活支援センター、高齢者虐待防止ネットワーク委員などの権利擁護に専門的に携わる職員が利用するために書かれたものです。もちろん、その他の専門職で、虐待問題に精力的に関わる方々においても有用なマニュアルであると信じます。

松戸市では、平成16年に松戸市高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げてから、高齢者虐待問題に関して、予防・早期発見・被害者救済のみならず、虐待者への支援に非常に重点を置いて活動してきました。

虐待対応では、どうしても被虐待者の救済に目が行きがちです。もちろん、被虐待者の救済が非常に重要なのは論を待ちません。しかし、同時に虐待者を支援するという考え方が、虐待対応では極めて重要です。というのも、虐待者も、疲弊していたり、貧困に苦しんでいたりと、(精神障害というほどでなくても)対人関係がうまく築けないなど、何らかの課題を抱えていることが圧倒的に多いのです。

居宅で虐待する人には、非常に高い頻度で「障害」が認められます。アルコール依存を含む様々な精神障害者であれば「他者との関わりがうまく持てない」こと、知的障害者であれば「他者との関わり方を理解するのが困難」なことなどにより、高齢者の加齢に伴う身体的・精神的変化に合わせた支援ができず、虐待行為に及ぶケースが多いといえます。また、高齢者を介護するご家族が、その介護のストレスに耐えかねて虐待行為を行うケースもしばしば見られます。その意味で、虐待者を支援するという視点が、決定的に重要です。

また、施設においては、すぐれた理念を持っていても、施設従事者が疲弊していたり、ストレスにさいなまれていると、どうしても冷静な判断が下せなかったり、感情的な対応を行ってしまうこともあります。また、経験的に十分でない施設従事者が、困難なケースに対応すると、やはり、虐待に至ってしまうこともまれではありません。その意味では、やはり、施設従事者の労働条件や、適切なスキルアップが、虐待防止において、非常に重要な役割を果たすことが分かります。この意味でも、やはり、虐待者を支援するという視点が、決定的に重要であることが理解されると思います。

このように、被虐待者の保護と、虐待者の支援を一体的に行うことが、非常に本質的な虐待対応です。ぜひ、虐待者を理解し、支える視点で、虐待対応を行っていただこう、お願いいたします。

第一章

1 権利擁護に関わる専門職について

(1) 市役所（基幹型地域包括支援センター）

高齢者虐待防止に関わる松戸市役所の担当部署は、「基幹型地域包括支援センター」です。社会福祉士、保健師、看護師、主任ケアマネジャーの専門職が配置され、地区担当制で地域包括支援センターと協力し、高齢者虐待防止に関する対応・後方支援を行います。地域包括支援センターが主催する、虐待事例に関する「個別事例検討会」へも参加しています。地区担当を持たない専門職は、スーパーバイザーの立場で担当の職員への助言を行っています。もちろん緊急性が高い場合、いつでも対応可能な職員が現場対応を行います。

また、松戸市内にある15か所の地域包括支援センターでの高齢者虐待相談・通報事例を全市レベルで管理・分析したり、平成16年7月に設置された「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」の事務局を行っています。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下高齢者虐待防止法）」で地域包括支援センターに委託できない「居室の確保（高齢者虐待防止法第10条）」「立入調査（高齢者虐待防止法第11条）」「警察への援助要請（高齢者虐待防止法第12条）」「面会制限（高齢者虐待防止法第13条）」の権限行使に伴う事務を担当しています。

基幹型地域包括支援センター 047-366-7343

(2) 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センター（以下、高齢者いきいき安心センター）は、平成18年4月に介護保険法の改正に伴い「地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的として設置されました。

高齢者いきいき安心センターは、現在松戸市内に15か所あり、社会福祉

士・保健師等・主任介護支援専門員が配置されています。

高齢者いきいき安心センターは、その役割として高齢者の総合相談や介護予防への取り組みのほか『高齢者の虐待相談・通報の第一義的な窓口』として機能しています。

高齢者いきいき安心センターは、高齢者虐待の相談や通報が入ると、その緊急性を判断し、対象者に関係のある人や機関と速やかに連携を図ります。関係機関としては、医療機関をはじめ、介護保険に関する事業者など（介護支援専門員や介護保険サービス事業者、老人施設等）や行政機関（市役所内の関係部署や警察等）、民生委員児童委員等があります。状況に応じて松戸市内外問わず、必要な機関等と情報交換を行います。さらに地域包括支援センターは、被虐待者のみならず虐待者の状況もアセスメントし、対象者の生活環境の調整（介護保険サービスの調整等）を行います。

対応の視点として、“虐待者を非難しない”ことが原則として挙げられ、さらに、“虐待者支援”が重要なポイントになってきます。虐待が起こる背景には、“虐待者が何か困っている”ことが多くみられます。生命に危険のある虐待の場合には、虐待者の抵抗をおしきって介入することが必要なこともあります。しかし、多くの場合、虐待者と敵対することで状況が好転することはほとんどありません。虐待者と可能な限り良好な関係を保ちつつ生活環境を調整していきたいものです。

（３）中核地域生活支援センター

中核地域生活支援センター（以下中核センター）は、千葉県が独自に県内に13ヶ所設置する相談機関です。松戸市では、「ほっとねっと」がその機関となっています。中核センターは、精神障害、知的障害、身体障害、高齢者などすべての障害者の相談に応じます。また、虐待（配偶者や近い関係にある人への暴力等（以下DV）を含む）あるいは権利擁護に関する相談にも応じます。

中核センターは24時間365日稼働することが義務付けられています。ほっとねっとでは、通常相談を日中の時間帯に受けるのみならず、緊急相談に関しては24時間365日いつでも電話を受けられる体制を整えています。かつ、夜間・休日を含め、緊急対応が必要な場合には、複数のスタッフを招

集して対応できる体制を整えています。

また、「ほっとねっと」の常勤職員は、「地域総合コーディネーター」と呼ばれ、社会資源活用に関する広範な知識・経験をもち、行政担当者や広範な地域の事業所などの方々と密接な連携をとりながら、課題解決に当たります。

中核センターは、虐待事例に関しては、地域包括支援センター、地域包括ケア推進課等と連携しながら対応します。中核センターは、支援対象者に年齢制限がなく、障害の種類と無関係に援助ができるので、「高齢者と若年者の家族を同時に支援できる」などの強みを持っています。

中核地域生活支援センター ほっとねっと 047-309-7677

(4) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク

松戸市高齢者虐待防止ネットワークは、平成16年7月20日に発足しました。

松戸市において、高齢者の虐待を防止するため、市役所職員、介護や医療の専門職、民生委員、県や国の機関の代表者などが一堂に会し、虐待防止システムの企画立案、市民・専門職への啓発活動、対応システムの整備や運営、事例検討や実態調査などを行っております。

本ネットワークは、介護支援専門員の虐待相談に端を発しています。これまで多くの困難事例を支援してきた市役所職員や、その他高齢者と接する関係機関の職員も虐待事例にしばしば遭遇し、心を痛めていました。そしてその思いが一致し、本ネットワークが結成されました。

本ネットワークは、多くの民間事業者の協力を得て活動しており、本マニュアルも、高齢者虐待防止ネットワークで作成しています。

※高齢者虐待対応協力者とは

高齢者虐待防止法には、「虐待対応協力者」という規定があります。これは、市町村において高齢者虐待対応に協力する人のことです。市町村は、虐待ケースの通報を受けた時には、「虐待対応協力者」と、対応を協議することになっています。「虐待対応協力者」は、具体的には「市町村高齢者虐待防止ネットワーク」に携わる人を指すと解釈されています。また、市町村長は、「虐待

対応協力者のうち相当と思われるもの」に、虐待ケースの相談や通報受理、事実確認のための調査や連絡調整を委託できるようになっています。

(5) 松戸市障害者虐待防止ネットワーク

松戸市障害者虐待防止ネットワークは、平成31年4月1日に発足しました。松戸市において、障害者の虐待を防止するため、市役所職員、福祉や医療の専門職、民生委員、県や国の機関の代表者などが一堂に会し、虐待防止システムの企画立案、市民・専門職への啓発活動、対応システムの整備や運営、事例検討などを行っております。

また、このネットワークは、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会としての役割も併せ持っています。

(6) 松戸市基幹相談支援センター

松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター

基幹相談支援センターでは、障害のある人（子ども）とそのご家族等が抱えている不安や課題等を聴き、一緒に解決するための支援を行っています。問題解決には、行政や地域の福祉、医療、教育、法律関係者などと連携をしながら行います。

障害者虐待防止・障害者差別相談センターでは、虐待を発見した方や本人の通報・相談を受け付けています。障害者の虐待窓口としては、障害のある人に対する虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障害のある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行います。また、障害者差別に関する相談の受付も行っています。

松戸市基幹相談支援センターcoco
047-308-5028（平日8：30～19：00）
松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター
住所：松戸市上矢切299-1
松戸市総合福祉会館2階
電話：047-366-8376
FAX：047-366-1138
メール：matsudo-sgb@bz04.plala.or.jp

2 連携職種・制度について

（1）介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員（以下ケアマネジャー）は、介護保険法に定められている職種です。ケアマネジャーは、医療・介護・福祉の専門職が、5年以上の現場経験を積んで、試験・研修を受けて与えられる資格です。

ケアマネジャーは、対象高齢者を正確に「アセスメント」し、対象高齢者の課題解決にむけた「ケアプラン」を作成し、そのケアプランを実施するために必要なサービスを関係機関と「コーディネート」し、ケアプラン実施後に「評価」することを業務としています。別の見方で言うと、ケアマネジャーは、介護保険制度を中心に活動する、一種のソーシャルワーカーであり、虐待を含めた様々な利用者及び家族の課題について、専門職や公的機関と連携しながら、利用者及び家族を支援する職種でもあります。

ケアマネジャーには、ケアプラン作成に当たり「サービス担当者会議」を開催することが、介護保険制度で義務づけられています。虐待事例に対応していく時には、ケアプランの見直しだけでなく今後の支援方針等を検討するために、この「サービス担当者会議」を活用します。

虐待事例の「サービス担当者会議」には、対象者の関係者だけでなく地域包括支援センター職員や、状況によっては地域包括ケア推進課の職員も参加し、さらに可能であれば、虐待事例への対応に経験豊富な専門職に参加を求めると良いと思います。「サービス担当者会議」は、専門職種での情

報共有を可能にし、チームとして効果的な対応を行うための最も有力な方法です。また、「サービス担当者会議」では、介護保険制度に限定することなく、その他の制度活用も討論し、被虐待者や虐待者を支援する方法を探りたいものです。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす住民の身近な相談相手として、その内容に応じて行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。

民生委員からの虐待事例通報も少なくありません。専門職が接触困難な場合や、緊急時における対応等の連携が可能なこともあります。

(3) 高齢者支援連絡会

高齢者支援連絡会は、市内9か所にあります。その地域に暮らす高齢者の見守り等の活動を通じて高齢者の安心安全な生活を支援することを目的として活動しています。見守り活動の他にも生活情報の提供、相談場所の案内等、地域の実情に応じて高齢者支援を行っています。

民生委員・児童委員と同様に、高齢者の見守り活動をしているなかで、高齢者虐待を発見する可能性があります。活動されている方々には、高齢者虐待に関する知識や認知症に関する知識の普及等を行い、地域の見守り役として活躍していただいています。

(4) 人権擁護委員・法務局

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考え方から設けられたものであり、諸外国でも例をみない制度です。

人権擁護委員の職務は、人権擁護委員法第11条に規定されています。

《人権擁護委員の職務～人権擁護委員法第11条～》

- ①自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
- ②民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ③人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- ④貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- ⑤その他人権の擁護に努めること。

また、人権擁護委員は、法務局や市役所で高齢者虐待を含む人権侵害の相談に応じており、千葉地方法務局松戸支局及び行政経営課、六実支所、小金原市民センター、新松戸市民センター、ふれあい22、東部支所で下記のとおり実施しています。

法務局は、人権相談において人権侵害の被害申告があった場合は、事実関係を調査します。侵害事実が認定された場合は、法律上の助言、関係機関への紹介から事件告発まで、様々な救済措置を図ります。

《人権相談》

相談会場	相談日	相談時間	電話
千葉地方法務局松戸支局 (みんなの人権110番)	月～金	8:30～17:15	0570-003-110
行政経営課 相談コーナー	毎月第1・3 金曜日	10:00～12:00 13:00～15:00 ※予約不要	電話による相談 はお受けしており ませんので、 直接会場までお 越してください。
六実支所	毎月第1火曜日		
小金原市民センター	毎月第1木曜日		
新松戸市民センター	毎月第1金曜日		
ふれあい22	毎月第2金曜日		
東部支所	毎月第4水曜日		

※休日を除く

<p>人権擁護委員についての問い合わせ 行政経営課 047-366-7311</p>
--

(5) 警察署 (生活安全課)

高齢者虐待防止法には、警察の高齢者虐待防止での役割が明記されています。高齢者虐待を最初に把握するのが警察である、ということも珍しくありません。警察が関与した高齢者虐待事例は、犯罪性の強い事例を除き、地域包括ケア推進課に申し送られます。

地域包括支援センターは、高齢者虐待事例への事実関係調査などで、被虐待者宅へ訪問する際、警察官と連携することがあります。また、被虐待者の安全確保のために、市長より警察署長に援助を求めることもできます。もちろん、訪問中にその場で明確な暴力や器物損壊などが行われているときは、直接警察に通報することができます。

<p>松戸警察署 047-369-0110 松戸東警察署 047-349-0110</p>

(6) 生活支援一課・二課

生活支援一課・二課は市役所内にあり、生活保護法に基づく「生活保護」を取り扱っています。

「生活保護」とは、憲法に定める国民の最低限度の生活を保障するための制度で、生活費・住宅費・医療・介護などを金銭あるいは現物にて支給する制度です。

生活支援一課・二課では、生活保護担当者（ケースワーカー）が生活保護受給者に対し、定期的な家庭訪問や生活上必要な助言指導を行っており、経済的な課題以外についても関係機関と連携して支援しています。

虐待の背景に経済的問題がある場合には、是非ご相談ください。尚、生活保護に関する相談は、窓口にて随時受け付けています。

※地区により、担当課が異なりますので、お問い合わせください。相談申請については、生活支援一課が担当となります。

生活支援一課	047-366-7349
生活支援二課	047-704-3986

(7) 生活困窮者自立支援制度（松戸市自立相談支援センター）

松戸市自立相談支援センターは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者（すでに経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れがある方）への支援を行う窓口です。経済的な問題だけでなく、仕事、住宅、健康、教育、生活等、相談者が抱える様々な問題に関して、関係機関と連携して包括的に支援を行います。

なお、生活困窮者自立支援制度における具体的な支援メニューとして、就職活動や転職活動を支援する「就労支援」、離職者に就職活動中の家賃を一定期間支援する「住居確保給付金」、働きづらさを抱える方に就労に向けた段階的な支援を行う「就労準備支援事業」、住居を失った方に住居や食事等を一定期間提供する「一時生活支援事業」、専門職の支援員が相談者共に家計改善に取り組む「家計相談支援事業」等があります。

経済的虐待の場合だけでなく、虐待の背景に虐待者自身の経済的問題がある場合、被虐待者支援の際に上記の支援メニューが必要な場合などにご相談ください。

松戸市自立相談支援センター
 住所：松戸市根本387番地の5 松戸市役所本館3階
 電話：047-366-0077
 相談時間：平日8：00～17：00

(8) 健康福祉センター（保健所）

健康福祉センター（保健所）は、地域住民の健康や衛生を支える公的機関であり、より専門的・広域的な保健指導や保健サービスを行っています。

健康福祉センター（保健所）では、精神疾患患者や家族、関係機関からの相談窓口として精神保健福祉相談を、その他、DV専門相談員によるDV相談も行っています。

千葉県松戸健康福祉センター（保健所）の主な相談案内

精神保健 相談	こころの健康相談	第1木曜日 第3月曜日	14:00～16:00	専門医が対応 予約制
	酒害相談	第3木曜日	14:00～16:30	相談無料
DV相談	電話	月～金 (祝日除く)	9:00～17:00	専門の相談員 が対応
	来所	事前に予約	9:00～17:00	来所相談は予 約制 相談無料

松戸健康福祉センター（松戸保健所） 047-361-2121
 ○DV専用電話 047-361-6651
 ○精神保健福祉相談（こころの健康相談・酒害相談）047-361-2138

(9) 医療機関の「医療ソーシャルワーカー」

医療機関で、様々な制度や社会資源活用について相談に乗り、かつ、それらの制度等を活用するために、連絡や調整を行う職員を「医療ソーシャルワーカー」と呼んでいます。MSW（Medical Social Worker）と呼ばれることもあります。とりわけ、退院支援に際して、地域のケアマネジャーや地域包括支援センターなどと連携しながら、円滑な退院調整をします。

医療機関で虐待が発見されることは珍しくありません。医療機関で虐待が発見された場合、行政機関や専門職と連携し、退院の支援やその後の分離の必要性の判断・支援を中心的に担うのは、通常、医療ソーシャルワーカーです。

また、被虐待者が外傷を負ったり、病気になったとき、病院入院の形で一次分離を行うことがあります。この場合も、医療ソーシャルワーカーは、入院受け入れについての相談窓口となったり、一次分離後に長期分離が必要と判断した場合、その調整を地域包括支援センターなどと連携しながら行うこともあります。

被虐待者が入院した場合には、医療ソーシャルワーカーを相談窓口とすると、今後の支援を円滑に進めることができます。

(10) 社会福祉協議会

社会福祉法に定められる事業所で、民間福祉事業やボランティア活動の推進などを行います。県、市町村単位などで組織されます。住民参加を基本とし、自治会をはじめ、ボランティア団体や各福祉団体の連携を進めます。県や市によって社会福祉協議会の活動内容は異なりますが、虐待問題や成年後見人制度の相談窓口の役割を果たすこともあります。

千葉県社会福祉協議会が設置する千葉県後見支援センターでは、認知症高齢者、知的障害者などの判断力が不十分な方や身体の不自由な方への、福祉サービスの利用手続援助や財産管理等を行う「日常生活自立支援事業」を行います。松戸市社会福祉協議会でもこの事業に積極的に取り組んでおります。このような事業を活用することで、障害者が経済的虐待などを受けるリスク

を低下させることができます。また、千葉県社会福祉協議会では「長期生活支援資金貸付制度」（申請窓口は松戸市社会福祉協議会）も行っております。

千葉県社会福祉協議会	043-245-1101（代表）
松戸市社会福祉協議会	047-368-0503（代表）
相談センター	047-368-0349（直通）

（１１）弁護士

弁護士は、法律および訴訟や調整の専門家です。特に、高度の人権侵害が行われているときに、法的にどう対応するべきかのアドバイスを求めるときなどに大きな力となります。高齢者虐待防止ネットワークでは、弁護士もネットワーク委員となっており、必要に応じて事例検討会で助言を頂いたり、個別的な事例への相談に応じてもらっています。

高齢者虐待防止ネットワーク委員である弁護士への相談を希望する場合は、地域包括ケア推進課にご相談ください。また、下記の通り弁護士による法律相談の場もあります。

《弁護士による法律相談》

千葉県弁護士会松戸支部	047-366-6611
法テラス松戸	050-3383-5388

（１２）市役所のその他の部署

① 障害福祉課

被虐待者や虐待者が精神障害や知的障害、身体障害を有している場合、適切な障害福祉サービスの導入を行い、被虐待者の安全の確保、自立の支援、虐待者の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ります。

障害福祉課	047-366-7348
-------	--------------

② 健康推進課（保健福祉センター）

健康推進課は、保健師・栄養士・歯科衛生士の専門職が配置されていま

す。市内に3ヶ所の保健福祉センターを設置し、市民への健康相談などの支援を行います。

健康推進課	047-366-7485
中央保健福祉センター	047-366-7489
小金保健福祉センター	047-346-5601
常盤平保健福祉センター	047-384-1333

③ 子ども家庭相談課

原則として0歳から18歳までの児童福祉に関わる相談について、専門の相談員が電話・面接相談を行い、児童虐待の通告先にもなっています。婦人相談も行っています。

婦人相談	047-366-3955
家庭・児童相談	047-366-3941
相談FAX	047-366-3901

④ 男女共同参画課

市内在住、在勤、在学の方を対象に、夫婦や異性間などの人間関係や自分自身の生き方についてなどの各種相談に専門カウンセラーが対応しています。

ゆうまつどころの相談

【女性】

相談日：第1月曜日・木曜日 ⇒ 14:00～20:00
第2から4月曜日・木曜日 ⇒ 10:00～16:00
(休館日、年末年始を除く)

対象：市内在住、在勤、在学の女性

相談方法：電話相談・面接相談（どちらも電話予約制）

(予約受付時間は、平日8:30～17:00)

電話番号：047-363-0505

【男性】

相談日：第1、第3金曜日 ⇒ 17:30～20:30

対象：市内在住、在勤、在学の男性

相談方法：電話相談（予約不要）

電話番号：047-363-0505

⑤ 福祉まるごと相談窓口

松戸市では「どこに相談したらよいか分からない」「相談が多岐に渡る」などの福祉の相談を受け付け、的確な支援機関に繋ぎ、寄り添い型支援を行う窓口として、平成30年4月に「福祉まるごと相談窓口」を設置いたしました。福祉の困りごとに対応し、市民が安心して生活できるよう支援することを目的としております。

※相談受付日：月～金曜日（年末年始・祝日除く）、9時～16時30分

福祉まるごと相談窓口（市役所内）	047-366-1100
------------------	--------------

（13）地域包括ケアシステム構築支援アドバイザー

地域包括ケア推進課では、日々の業務において住民の方々から寄せられた複雑困難な事例に対応する地域包括支援センター職員の負担軽減・スキルアップを図るため、弁護士を行政アドバイザーとするスーパーバイズ機能を構築し、平成27年度から「地域包括ケアシステム構築支援アドバイザー」を開始しました。地域包括支援センターから地域包括ケア推進課を介し、弁護士にメールにて相談をすることができます。

（14）権利擁護支援ネットワーク事業

地域包括支援センターが対応する支援困難事例、虐待事例について、千葉県権利擁護支援ネットワーク「m-cap」が実施する、自治体や地域包括支援センターに対しての相談支援事業(通称:アドバイザー事業)を実施しています。地域包括支援センターが対応している虐待ケースや支援困難ケースで、弁護士等からの法的なアドバイスが必要なケースがあります。本事業の活用が必要かどうか地域包括支援センター内で検討し、千葉県権利擁護支援センター「m-cap」にメールにて相談をすることができます。(必要に応じて担当者会議等への出席を依頼することも可能)

権利擁護支援ネットワーク 相談先

NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず内
千葉県権利擁護支援センター「m-cap」
電話：047-710-2972
FAX：047-710-2973
メール：info@chiba-mcap.info

3 連携について

警察での高齢者虐待防止の認知が広がり、自立高齢者を含めた広範な事例が松戸市高齢者虐待防止ネットワークに報告されるようになってきました。松戸市高齢者虐待防止ネットワークがより広く認知され、虐待防止のすそ野が広がりつつあることが喜ばしいことです。一方、自立高齢者の事例、ドメスティック・バイオレンス（DV）と考えられる事例、障害者や児童虐待との家庭内複合事例なども散見されています。

例えば、DV被害者に知的障害や精神障害がある場合や、障害をもつ子が親を介護していて虐待に及ぶ例等もあります。また、「高齢者虐待としては支援を終了する場合」でも、他部署に引き継いで支援をしてもらう必要がある事例もあるでしょう。この認識から、他の部署との連携をとりながら支援することが重要となります。

各連携先については、次頁一覧をご覧ください。

相談・連携先一覧

相談・連携先	電話番号等
松戸市地域包括ケア推進課(基幹型地域包括支援センター)	047-366-7343
福祉まると相談窓口(市役所内)	047-366-1100
松戸市障害福祉課	047-366-7348
松戸市生活支援一課	047-366-7349
松戸市生活支援二課	047-704-3986
松戸市健康推進課	047-366-7486
中央保健福祉センター	047-366-7489
小金保健福祉センター	047-346-5601
常盤平保健福祉センター	047-384-1333
松戸市子ども家庭相談課	047-366-3941
ゆうまつどこころの相談	047-363-0505
松戸市行政経営課 (人権擁護委員についての問い合わせ)	047-366-7311
松戸健康福祉センター(松戸保健所)	047-361-2121
DV専用電話	047-361-6651
こころの健康相談・酒害相談 (地域保健課)	047-361-2138
千葉県社会福祉協議会	043-245-1551
松戸市社会福祉協議会	047-368-0503
まつど広域後見支援センター	047-368-0349
松戸警察署	047-369-0110
松戸東警察署	047-349-0110
中核地域生活支援センター ほっとねっと	047-309-7677
松戸市基幹相談支援センターcoco	047-308-5028 (平日8:30~19:00)
松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター	047-366-8376
松戸市自立相談支援センター	047-366-0077
千葉県弁護士会松戸支部	047-366-6611
法テラス松戸	050-3383-5388

第二章

1 養護者による高齢者虐待類型

1 【身体的虐待】

養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者）が、その養護する高齢者に対し、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 例) ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為
④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 など

2 【介護等放棄】

養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者）が、その養護する高齢者に対し、衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること。

- 例) ①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている
②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する

3 【心理的虐待】

養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者）が、その養護する高齢者に対し、著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

- 例) 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

4 【性的虐待】

養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者）が、その養護する高齢者に対し、わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 例) 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為または強要。

5 【経済的虐待】

養護者又は高齢者の親族が、当該高齢者に対し、当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

出典：厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成30年3月）

※経済的虐待については養護者による虐待でない場合でも、虐待事案となることがある。また、条文上には「財産上の不正取引による高齢者の被害について」市町村が関係機関を紹介、審判の請求、成年後見制度の周知のための措置等、支援を行う事が示されている。

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

2 居宅での基本的な対応

(1) 通報義務

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の第7条には、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当

該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」、第7条第2項には「前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない」となっています。

通報は、地域包括支援センター、地域包括ケア推進課が窓口です。地域包括支援センターは24時間対応です。

名称	所在地	電話
明第1 地域包括支援センター	稔台7の13の2第3山田マンション 101-A	047-700-5881
明第2西 地域包括支援センター	栄町西3の991の15	047-382-5707
明第2東 地域包括支援センター	上本郷3196パインツリーコート1階	047-382-6294
本庁 地域包括支援センター	松戸1292の1シティハイツ1階	047-363-6823
矢切 地域包括支援センター	上矢切299-1	047-710-6025
東部 地域包括支援センター	紙敷1186の8第二南花園内	047-330-8866
常盤平 地域包括支援センター	常盤平2の24の2のC5	047-330-6150
常盤平団地 地域包括支援センター	常盤平2の24の2のC6	047-382-6535
五香松飛台 地域包括支援センター	五香西2の35の8斉藤ビル1階	047-385-3957
六実六高台 地域包括支援センター	六高台2の6の5リバティベル1階	047-383-0100
小金 地域包括支援センター	小金3高橋ビル4階	047-374-5221
小金原 地域包括支援センター	栗ヶ沢789の22	047-383-3111
新松戸 地域包括支援センター	新松戸1の414大清堂ビル1階	047-346-2500
馬橋西 地域包括支援センター	西馬橋広手町40-1秀栄ビル101	047-711-9430
馬橋 地域包括支援センター	中和倉130第一コーポオンダ1階	047-374-5533

基幹型地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号
松戸市基幹型地域包括支援センター (松戸市地域包括ケア推進課)	根本387-5	047-366-7343

(2) 通報受理時の聴取のポイント

高齢者虐待通報は、(1)で述べたとおり、松戸市地域包括ケア推進課または、地域包括支援センターが窓口となっております。特に地域包括支援センターは24時間対応ということで、いつ何どき通報が入ってくるかはわかりません。夜間の対応の場合、必ずしも専門職が通報の受理ができるとは限りませんので、次頁のフォーマットを活用してください。

受理時刻 201 年 月 日 時 分 記載者氏名

通報者氏名 (カタカナで記載)	氏 名	
通報者電話番号 (可能な限り通報者個人携帯 電話番号を聞く)		
	支援者から連絡可能な日時 ()	
虐待現場の場所 (可能な限り場所の住所を聞 く・聞けない場合は空欄で 可)	住所	松戸市
	表札の名前	
	目標物からの道程	
被害者情報 (可能な限り氏名等・加害者 との関係)		
加害者情報(可能な限り氏 名等・被害者との関係)		
虐待状況 (○をつける る)	身体	外傷、骨折、動けないほどの身体損傷、 その他()
	介護等放棄	衰弱、食物摂取不能、 その他()
	性	具体的に()
	心理	暴言、無視、その他()
	経済	具体的に()

(通話中に記載するのは以上です。以下は受理者が得たその他の情報等を通話後に記載します)

通報受理者 自由記載欄	
----------------	--

地域包括支援センター高齢者虐待防止担当者記載欄

対応緊急性(○をつける)	① 24 時間以内、②48 時間以内、③7 日以内、④それ以上
現段階での生命的危険性(○をつける)	あり・なし
コメント	

【通報受理者用フォーマット 記載の方法】

1. 基本的留意

- 普段から、3分程度で、「要領よく聞きとる練習」をします。
太い枠の部分のみを通話中に記載し、自由記載欄は通話終了後に記載します。
もちろん、通話中に粗く記載し、通話後に全体を清書するのもよい方法です。
- 通報は「差し迫った状況」で行われるかもしれないため、「いつ電話が切れるかもしれない」ことを意識して聴取します。録音設備があれば、通話内容を録音し、あとで聞き直してもかまいません。
- その場で聞けないことは、改めて当方から聞く方法もよいですが、チャンスを逃すと改めて聞けない場合もあるので、その点を留意します。

2. 聴取の順序

- 文面の順序にこだわらず、聞ける項目から聞いていきます。
- ただし、虐待の行われている場所や、通報者の連絡先は、できるかぎり早く、正確に聞くようにします。

3. 通報者情報の聴取

- 通報者は匿名のこともあります。可能なら、氏名を聞きます。
- 通報者氏名の漢字を聞くゆとりはないので、カタカナで記載します。
- 通報者電話番号は原則として、通報者の「個人携帯電話番号」を聞きます。

警告

虐待現場の回線電話番号を聴取し、そこに支援者が電話した場合、加害者が電話に出る恐れがあります。それにより、通報したことが加害者に知られてしまうことがあります。虐待現場家屋の回線電話に支援者は安易に電話してはいけません。通報者の個人携帯番号は、そのような恐れが少なく、比較的安全に支援者が電話可能です。それゆえ、通報者個人携帯電話番号を聴取することが強く推奨されます。

4. 虐待現場の場所の聴取

- 可能なら住所、表札の名前を聞きます。
- 住所が聞けない場合、近隣にある目立つ目標物からの位置関係を聞きます。

5. 被害者情報・加害者情報

- 可能ならば氏名を書きます。
- 氏名が分からない場合、被害者と加害者の関係を記載します。
(例えば、「被害者が母、加害者が息子」、など。)

6. 虐待状況

身体的虐待、介護等放棄、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待に分けて認識します。通報受理時、緊急性の判断において、特に重要なのが、身体的虐待と介護等放棄です。

身体的虐待では、外傷、骨折などの身体的な損傷を聞き取ります。介護等放棄では、衰弱の度合いを聞き取ります。例えば、「怪我がありますか」「動けますか?」「食べ物を食べる力がありますか?」などの質問を通報者にします。

注意点

現に激しい身体的虐待がその場で行われているとき、通報受理者は通報者に「今すぐ、110番通報してください」とアドバイスしてもかまいません。また、被害者に明確な身体的損傷や衰弱がありそうとき、通報受理者は通報者に「今すぐ、119番通報してください」とアドバイスしてもかまいません。

7. 自由記載欄

- 電話聴取終了後に、通報受理者が聴取したその他の情報を自由に記載します。

地域包括支援センター高齢者虐待防止担当者記載欄

緊急性・生命の危険性については地域包括支援センターの担当者が記載します

- 緊急性は次の4段階に分けて記載します。
 - ①24時間以内に支援者が被害者に接触して身体状況を確認する必要がある。
 - ②48時間以内に支援者が被害者に接触して身体状況を確認する必要がある。
 - ③7日以内に支援者が被害者に接触して身体状況を確認する必要がある。
 - ④近日接触する必要はないが、支援が必要である。
- もちろん、通報者からの連絡だけで判断するのですから、正確な判断は困難ですが、その場の通報の雰囲気や状況でわかる範囲の判断で記載をします。
- 外傷、骨折、衰弱などが想定される例は、すべて「①24時間以内に支援者が被害者に接触して身体状況を確認する必要がある。」とします。

(3) 虐待通報受理後の緊急性の判断と事実確認

通報があったからといって、必ずしも虐待が存在するわけではありません。しかし、深刻な虐待を見逃さないために、虐待通報受理後は、高齢者の安全と虐待の事実をすみやかに確認し、深刻な虐待が行われているかいなかの確認作業を行う必要があります。もちろん、通報があっても確認できない例もあります。時には、根拠薄弱な通報もありますし、通報者が不正確な情報を伝えることもあります。さらに、通報者が匿名の場合には、通報者に再度、連絡をすることすらできないこともあるのです。

そのような様々な技術的な限界があることは承知の上で情報収集を行い、「その虐待にどれだけの緊急性があるか」の判断を、通報受理直後に行います。

緊急性の判断は、

- ① 24時間以内に対応が必要なもの
- ② 一週間以内に対応が必要なもの
- ③ 一週間以後での対応でもよいもの

の三つに分別し、24時間以内に事実確認を行うべき事例とは、緊急性の判断基準の①～④の中で、明確に虐待が存在し、具体的な対応を即座に開始する必要がある場合です。

緊急性の判断基準は、社団法人社会福祉士会作成 SW モデル事実確認項目(サイン)(28頁)、共通フェイスシート(89～94頁)に記載している「虐待緊急性判断基準」を活用し、特に下記①②③のような状況がある場合は、緊急性が高いとし24時間以内の対応を試みます。

- ① 重度のやけどや骨折や外傷、栄養失調、脱水症状、衰弱、肺炎などの生命に危険のある状態が存在している(若しくは可能性がある)
- ② 頭部や顔面打撃、首絞め、戸外放置、溺れさせるなどの生命に危険のある行為が存在している(若しくは可能性がある)
- ③ 高齢者が強く保護を求めている
- ④ 現在は確認できないが、今後①～③となる可能性がある

事実確認は、当該高齢者と関わりのある機関や関係者から情報収集していくとともに、訪問調査も行います。被虐待者の状況や虐待者等の家族状況を全体的に把握し、被虐待者の安全や虐待の事実の有無、今後起こりうる状況を予測するための情報収集を行います。

ポイント

- ◇ **できるだけ訪問する**
 - ・健康相談等の理由をつけて介入を試みる
 - ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する（あくまで「高齢者の養護者への支援」という姿勢で対応する）
 - ・一方的に虐待者を悪いと決め付けず、先入観を持たないで対応する
 - ・被虐待者と虐待者は別々に対応する（支援者で役割分担する）

- ◇ **解決すべきことは何かを被虐待者や虐待者の状況から判断する**
 - ・緊急分離か見守りか
 - ・一次分離かサービス提供、家族支援か
 - ・病院受診か施設利用か
 - ・支援者の価値観で判断しない

- ◇ **収集した情報に基づいて確認を行う**
 - ・虐待者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集する
 - ・関係者から広く情報を収集する

訪問調査を行う際の留意事項

- 1 初回訪問は、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。初回訪問では、「信頼関係の構築」を念頭におきます。
- 2 複数の職員による訪問
客観性を高めるため、また、スタッフの安全確保のためにも、原則として2名以上の職員で訪問します。多くの場合、「高齢者（被虐待者）」と「養護者等（虐待者）」の双方への支援が必要で、別々に対応し信頼関係を構築することもあります。
- 3 医療職の立会い
被虐待者の医療への必要性が疑われる場合には、地域包括支援センターの保健師または看護師（以下看護職）や地域包括ケア推進課の看護職が、同行訪問するようにします。医療的判断をすることで迅速な対応がとれます。
- 4 被虐待者、虐待者に対して、訪問の目的や守秘義務に関することをきちんと伝え、また、伺う内容は双方を支援するために必要であることを十分説明します。
- 5 被虐待者や虐待者の権利、プライバシーへの配慮
たとえば、身体状況の確認を行う際、衣服を脱いでの確認は同性職員が対応します。また、虐待者への聞き取りは第三者のいる場所では行わないよう配慮することも大切です。
- 6 柔軟な調査技法の適用
虐待者自身が援助を求めてきたり、虐待の程度が軽度の場合は、介護に関する「相談支援」として、虐待者の主訴に沿った受容的な態度で接することを原則とします。

※虐待が重篤で再発の危険性が高く、措置入所の必要がある場合には、虐待者の行っている行為を「虐待」ととらえ「毅然とした態度で臨む」ことも時として必要です。その場合も、虐待者から見て、「一目置いて」もらい、「この人は、私の意向どおりにはならないが、最後は、私たちを助けてくれる人だ」という印象が与えられると良い支援ができます。このような対応ができるためには、それなりの経験が必要ですが、専門職は、そのような態度をもつような自己トレーニングを心がけたいものです。

※調査項目や調査回数は、被虐待者や虐待者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を第一義的に念頭におきながら柔軟に対応します。

事実確認項目（サイン）

※1：「通」：通報があった内容に○をつける。「確認日」：行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。
 ※2：「確認項目」の列の太字で下線の項目（例「外傷等」）が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

	通	確認日	確認項目		確認方法(番号に○印またはチェック) 確認者(誰が、[誰(何)]から)を記入) 1写真、2目録、3記録、4聞き取り、5その他
			サイン	当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	
身体の状態 けが等			外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、頭部外傷、重度の褥そう、その他() 部位: 大きさ:	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			全身状態意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、その他() 部位: 大きさ: 色:	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
生活の状況			衣服寝具の清潔	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			身体の清潔	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
話の内容			恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			保護の訴え	「殺される」「OOが怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りにたくない」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めでも説明しない、隠そうとする、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			性的事柄の訴え	「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
表情・態度			おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			態度の変化	家族のいる場面いない場面態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
サービスなどの利用状況			適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行っただけがない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			適切な介護サービス	必要であるが未利用、勧めでも無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した
養護者の態度等			支援者への発言	「何をしてくれるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうろうとしない、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	1、2、3、4、5 ()が()から確認した
			その他		1、2、3、4、5 ()が()から確認した

次頁の高齢者虐待リスクアセスメントシート等は、緊急性の判断や被虐待者や虐待者の状況から支援方法を検討する際の参考資料として掲載します。

* 高齢者虐待リスクアセスメントシート（第2版）⇒東京都老人研究所
作成

* 緊急保護以外の状況別対処方法確認シート ⇒大阪市作成

高齢者虐待リスクアセスメントシート(第2版)

レ ズ ト	①すでに重大な結果を生じているか? 頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮、その他()
	②被虐待者自身が保護を求めている()
	③被虐待者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり()
	④虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている()
	⑤虐待者が高齢者の保護を求めている()
	⑥「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり()
	⑦刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある()

①から⑦に〇がついた場合は「緊急保護の検討」

イ エ ロ ー ①	⑧今後重大な結果を生じるおそれの高い状態が見られるか? 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血圧の疑い、その他()
	⑨繰り返されるおそれが高いか? <input type="checkbox"/> 習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他() <input type="checkbox"/> 虐待者の認識:虐待の自覚なし、認めたがらない、支援者との接触回避、その他() <input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()
	⑩家庭内で虐待の連鎖が起きている

⑧から⑩に〇がついた場合は「保護の検討」もしくは「集中的援助」

イ エ ロ ー ②	⑪被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか? <input type="checkbox"/> 認知症程度: I IIa IIb IIIa IIIb IV M <input type="checkbox"/> 周辺症状: 徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他() <input type="checkbox"/> 寝たきり度: J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 <input type="checkbox"/> 性格的問題(偏り): 衝動的、攻撃的、粘着質、依存的、その他() <input type="checkbox"/> 精神疾患()、依存症()、その他()
	⑫虐待者に虐待につながるリスク要因があるか? <input type="checkbox"/> 被虐待者への拒否的な感情や態度() <input type="checkbox"/> 重い介護負担感() <input type="checkbox"/> 介護疲れ() <input type="checkbox"/> 認知症や介護に関する知識・技術不足() <input type="checkbox"/> 性格的問題(偏り): 衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他() <input type="checkbox"/> 障害・疾患: 知的障害、精神疾患()、依存症()、その他() <input type="checkbox"/> 経済的問題: 低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他()

⑪から⑫に〇がついた場合は「集中的援助」もしくは「防止のための保護検討」

イ エ ロ ー ③	⑬虐待につながる家庭状況があるか? <input type="checkbox"/> 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係() <input type="checkbox"/> 虐待者・被虐待者の共依存関係() <input type="checkbox"/> 虐待者が暴力の被害者() <input type="checkbox"/> その他の家族・親族の無関心() <input type="checkbox"/> 住環境の悪さ: 狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他()
-----------------------	--

⑬に〇がついた場合は「継続的、総合的援助」

事実確認を継続／虐待の事実なし

緊急保護以外の状況別対処方法確認シート

- リスクアセスメント・シートのイエロー部分に該当した場合は次の対処方法を検討する。
- 緊急時以外にも継続にこのシートを活用し、核当する場合には、各対処を行う。
- なお、レッドに核当する状況になった場合は、至急緊急保護の検討を行う。

	虐待が疑われる状況	対処方法
1	ア) 今後大事な結果が生じるおそれの高い状態が見られる a. 頭部打撲、顔面打撲、腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷 b. きわめて非衛生的 c. 極端な怯え、仰うつ e. 何も支援が入れない中で、養護者が自殺を図る可能性がある	保護の検討、集中的援助 a. 受診、入院 b. 安否確認、環境の整備 c. 安否確認、一時的な分離 d. 安否確認、一時的な分離 養護者の現状認識を促す
	イ) 繰り返されるおそれが高い a. 習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し b. 養護者の認識、虐待の自覚なし 認めたがらない c. 養護者が援助との接触回避する d. 養護者の精神的不安定、判断力の低下 非現実的な認識	保護の検討、集中的援助 a. 安否確認、入院の継続、分離 b. 養護者の現状認識を促す c. 面接を避ける養護者への対応 d. 養護者の現状認識を促す
2	ウ) 本人に虐待につながるリスク要因がある a. 認知症 周辺状況：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 b. 寝たきり度 c. 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 d. 精神疾患 依存症	集中的援助、または防止のための保護検討 a bの場合は、それぞれの介護が十分にできるようにサービス利用を促す c. 本人の適切な治療 養護者の精神的支援
	エ) 養護者に虐待につながるリスク要因がある a. 本人への拒否的感情や態度、無関心 b. 重い介護負担感 介護疲れ c. 認知症や介護に関する知識・技術不足 d. 性格的問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 サービス事業者に対する暴言、尋常でない対応 e. 本人に必要な医療や介護お金をださない。すぐに退院させる。 f. サービス事業所などの訪問に無関心 g. 家族の中の多問題 登校拒否、出産。育児。介護の必要な家族がいる h. 障害・疾患	集中的援助、または防止のための保護検討 a d hの場合には、カウンセリング等治療や専門的支援につなぐ 専門的支援を連携する b. 介護負担の軽減をはかる e fの場合 養護者の現実認識を促す g. 専門的支援と連携する
	オ) 虐待につながる経済的状況がある a. ライフラインが止められる b. 本人の年金・預貯金・保護費を取り上げられる、不動産等を無断売却される c. 資産と日常生活の開きが大きい d. 生活保護 低所得 e. 失業 借金 f. 養護者自身の服装、散髪状況、医療保険の未払いなどから経済的な貧困がうかがえる。	集中的援助、または防止のための保護検討 経済状況の改善 b. 経済的搾取の防止
3	カ) 虐待につながる家庭状況がある a. 長期にわたる本人・養護者間の不和の関係 b. 本人・養護者の共依存関係 c. 養護者暴力の被害者 d. その他の家族・親族の無関係 e. 住環境の悪さ：狭い 本人の居室なし 非衛生的 騒音・怒鳴り声	継続的、総合的援助 安否確認 介入の糸口をさぐる d. 他の家族・親族へ連絡する e. 環境整備

(4) 立入調査権等（高齢者虐待防止法 第11条）

松戸市では、4週間にわたって安否の確認ができない事例に関しては、立入調査を実施しています。立入調査をする際の手順については、33頁に記載してありますので、ご覧ください。

特別な緊急性が想定される場合を除き、基本的には、地域包括支援センター職員がうまずたゆまず虐待者と接触を試みたり、話し合いを試みることはいうまでもありません。それらの手段を駆使しても事実確認が困難、あるいは、高度の緊急性が考えられるときに、立入調査を行います。

市長は、虐待により被虐待者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、担当部局の職員に、被虐待者の居所に立入、必要な調査や質問をさせることができるとされています。立入調査が可能なのは、主に地域包括ケア推進課の職員になります。もちろん、地域包括支援センター職員などの同行も可能です。

正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、忌避したり、または質問に対して答えなかったり虚偽の答えをしたり、高齢者に答えさせなかったり、虚偽の答えをさせた者に対し、高齢者虐待防止法第30条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることとなっています。

◆ 立入調査の制約

高齢者虐待防止法では、虐待者が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能としていません。実際の現場では警察署への協力要請により警察官が鍵を壊し被虐待者の安全を確認していきます。

立入調査を行う要件

- ◇ 立入調査の権限を有する者
⇒ 市町村長
- ◇ 立入調査ができる場合
⇒ 高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき
- ◇ 立入調査を行わせる職員
⇒ 高齢者福祉に関する事務に従事する市役所職員

① 手 順

ア 立入調査の要否の判断

立入調査の要否、方法、警察署等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容を、市役所管理職や松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会長などが参加し、高齢者虐待事例の今後の対応について高度な判断を行う高齢者虐待対応会議（以下コア会議）で判断します。経過や状況を把握している地域包括支援センター職員が会議に参加することもあります。

関係者からの関わりや親戚・知人・近隣住民等を介した形で被虐待者や虐待者等とコンタクトが取れると判断した場合には、その方法を優先します。手立てがなく、かつ被虐待者の安否が気遣われるときには、立入調査権を発動します。

立入調査が必要と判断される状況の例

- 高齢者の姿が長期間にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などの目撃されたり確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害の恐れがある時や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

《厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より引用》

イ 立入調査実施の準備

- (ア) 虐待者から確実に鍵を開けてもらうための手段や人物の介在を綿密に検討します。(例えば：事前に管理人に合鍵を借りる。)
- (イ) 立入調査の執行にあたる職員を決めます。
 - ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
 - ・入院等の必要性を的確に判断することができる医療職も同行します。
 - ・立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。
- (ウ) 警察署長への援助要請を行う場合
 - ・援助依頼書を作成します。
 - ・状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。
- (エ) 立入調査の執行については、虐待者には事前に知らせないようにします。

ウ 立入調査時の対応と留意点

- (ア) 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明します。
- (イ) 立入調査の目的、確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。
- (ウ) 虐待者等関係者から身分証明書の請求があった時は、必ず提示します。
- (エ) 被虐待者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えるよう心がけます。
- (オ) 被虐待者の状況を確認します。被虐待者から話を聞ける場合には、虐待者から離れた場所で聴取します。

医療職によるチェック

- ・ 身体的な外傷の有無や程度
- ・ 虐待者に対する態度
- ・ 健康状態
- ・ 脅えの有無
- など

- (カ) 居室の様子を観察します。不衛生・乱雑である等記録をしておきます。写真をとる場合は、被虐待者本人の同意を得て行います。
- (キ) 上記に加え虐待者の態度等総合的に判断して、被虐待者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、分離（緊急入院や措置入所等）をします。分離の必要があることを伝え、被虐待者の安全を第一に実行に踏み切ることも想定されます。

(ク) 緊急分離が必要でないと判断したときには、関係者の不安が調査で解消されたことを率直に伝え、虐待者の心情に配慮したフォローを十分に行います。

ここで重要なことは、虐待の事実関係確認調査と犯罪捜査とは根本的に異なることです。例えば、虐待の事実関係確認調査は、その対象者に強制力を持つものではありません。あくまでも任意での事実関係の調査を行うこととなります。また、指紋を採取したり、電話を逆探知したり、携帯電話番号から当該携帯電話の所有者を割り出したり、というような作業はしません。

接触困難事例における支援経過タイムテーブル

経過日数	内 容	目 的	担当者
通報日（最終接触日）を 0 日と起算して、7日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅等への訪問 ・ 関係者からの情報収集 	想定される被害者(以下「本人」という)の安否・生活状況、支援の必要性を確認する。	地域包括支援センター職員
14日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会えなかった場合再度訪問 ・ 関係者からの情報収集 	本人の状況が把握できない場合は地域包括支援センターと市が情報共有し対応を検討する。	地域包括支援センター職員
28日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会えなかった場合再度訪問 ・ 関係者からの情報収集 ・ 手紙の郵送 ・ 個別事例検討会の開催 立入調査の検討(コア会議) ・ 立入調査実施のための検討会議の開催 (警察署長への援助要請の必要性についても検討する) ・ 立入調査 課長決済取得 必要に応じ警察署長へ同行要請 立入調査日時の決定 調査実施メンバー決定 	<p>本人の状況が把握できない場合は立入調査を検討する。</p> <p>立入調査に必要な処手続きを実施</p>	地域包括支援センター職員 および 市職員
29日から 35日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入調査の実施 	本人安否確認、 本人の保護必要性の確認	地域包括支援センター職員および市職員(必要に応じ生活安全課警察官)
立入調査後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急支援必要性の評価 ・ 緊急的支援が必要な場合の支援方法の決定 ・ 立入調査でもつても、会えなかった場合は、対策を考える 	事後検討 (特に必要ならば立入調査を行った直後に市役所等で「緊急事例検討会」開催)	地域包括支援センター職員 および市職員

【立入調査の手順】

- ① 立入調査は、通報日を0日として起算して2週間経過しても、想定される被害者(以下「本人」という)に接触できないときにその実施の検討を開始し、4週間経過しても、本人に接触できないときに実施する。
- ② 「本人に接触」とは、市役所職員または地域包括支援センター職員が、本人と面接する(直接会う)ことをいう。その場所は問わない(かならずしも居宅である必要はない)。
- ③ 通報日から2週間経過しても、本人に接触できないときには、地域包括支援センター職員のみで対応せず、市役所職員と協働して対応し、接触の努力を継続する。
- ④ 通報日から3週間経過しても、本人に接触できないときには、立入調査の検討(コア会議)は、市役所管理職や松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会長などが参加し、立入調査の要否、方法、警察署関係機関への援助要請の要否、タイミングや内容を話し合う。立入調査をすることになった場合、地域包括ケア推進課長(以下「課長」という)決済取得、警察署への同行要請、調査日時の決定、立入調査メンバーの決定など、立入調査のための具体的な準備を開始する。
- ⑤ 通報日から4週間経過しても、本人に接触できないときには、通報日を0日として起算して35日までに立入調査を終える。
- ⑥ 立入調査は、市役所職員及び地域包括支援センター職員で行い、合計2人以上のメンバー構成で実施する。メンバーのうち一人は男性とする。危険が予測される場合等には警察官に同行を依頼する。民生児童委員、町会役員など、当該本人の家庭の事情に詳しい者に同行を依頼することは差し支えない。
- ⑦ 立入調査の結果、次のような場合には、立入調査を行ったメンバーを含めてただちに「緊急事例検討会」を開催する。
 - a. 立入調査の結果、緊急的な保護などの支援が必要と判断されたとき
 - b. 立入調査でも、なお、本人に接触できなかったとき
- ⑧ 緊急事例検討会を開催しなかった場合でも、可及的速やかに「立入調査事後検討会」を開催し、立入調査の評価を行うとともに、今後の対応を検討する。

【継続事案における立ち入り調査について】

継続事案において、本人と虐待者以外の支援者(介護支援専門員、介護サービス事業所職員等)の最終接触日を0日とし、35日以内に虐待者以外の支援者が本人と直接接触を行い、安否確認を行う。35日以内に安否確認を行うことが難しい場合は、新規事案における立ち入り調査同様の手順で必要時立ち入り調査を行う。

立入調査を行う際、虐待者から抵抗されるおそれがあるなど、警察官の援助が必要と判断される場合等には、警察署長への援助要請を行います。

① 手 順

- ア 「コア会議」で警察署長への援助要請の可否を判断します。
- イ 市長より所轄の警察署長宛に援助依頼書（参考資料）を提出し、状況説明と立入調査を含めた事前協議を行います。
- ウ 警察官は、被虐待者の生命または身体の安全を確保するために、必要な警察官職務執行法その他の法令の定める措置を講じます。

警察署長に援助を求める場合の要件

- ◇ 警察署長に援助を求めることができる者
⇒ 市町村長
- ◇ 警察署長に援助を求めることができる場合
⇒ 立入調査の職務の執行に必要があると認めるとき
- ◇ 警察署長に援助を求めなければならない場合
⇒ 高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に援助を求めなければならない
- ◇ 警察署長の責務
⇒ 高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、立入調査の執行を援助するために必要な措置を講じるよう務めなければならない

○ 虐待の制止（警察官職務執行法第5条）及び立入（同法第6条）

虐待者（養護者）が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や高齢者への加害行為が現に行なわれようとする場合においては、虐待者（養護者）に警告を発し、または行為を制止しあるいは住居等に立ち入ることができる。

○ 被虐待者（高齢者）の保護（同法第3条）

病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められるものを発見したときは、一時的な保護を行なわなければならない。

○ 虐待者（養護者）の逮捕（刑事訴訟法第213条）

現に犯罪に当たる行為が行なわれている場合は現行犯として逮捕する等検挙措置を講じる。

☆ 警察官職務執行法とは

警察官が個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために必要な手段を定める法律

(6) 面会の制限（高齢者虐待防止法第13条）

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」がとられた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面接を制限することができるかとされています。実際に、「養護者に居場所を教えたくない」という被虐待者本人の意思に基づき、虐待者の面会を制限した実績があります。

① 手 順

- ア 虐待者から被虐待者へ面会の申し出があった場合には、地域包括ケア推進課と地域包括支援センターの職員が、被虐待者本人の意思を確認します。
- イ 被虐待者本人の意思を確認した上で、客観的に面接できる状態にあるか見極めます。
- ウ ケース会議（個別事例検討会や担当者会議の活用、必要時臨時に開催）等で面会の可否を判断します。被虐待者の安全を最優先することが必要です。
- エ 面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や地域包括ケア推進課、地域包括支援センターの職員が同席します。

◆ 施設に直接面会の要望があった場合

高齢者虐待防止法では、養介護施設長も面会を制限することができますが、入所施設に虐待者から直接面会の要望があった場合は、市と協議し、施設は措置された被虐待者の生活を支援するという考え方で役割分担し対応します。

◆ 契約入所や入院等の場合

被虐待者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合には、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、虐待者と面接することによって被虐待者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、虐待者に対して被虐待者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限する対応をとります。

面会制限を行う要件

- ◇ 面会制限ができる者 ⇒ ①市町村長 ②養介護施設の長
- ◇ 面会制限の目的
⇒ 養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護
- ◇ 面会制限ができる場合
⇒ ①「やむを得ない時由による措置」で特別養護老人ホームへ入所した場合
②養護委託
- ◇ 面会制限の対象者 ⇒ 当該養護者による高齢者虐待を行った養護者

被虐待者が「虐待者と会いたい、又は会いたくない」との意思表示を明示した場合には、原則としてその意思が優先されます。成人である被虐待者本人の意思を無視する権限が、この高齢者虐待防止法第13条で市町村長に付与されたとは解釈されません。

但し、虐待者が被虐待者に面会することが他の入所者等に悪影響があると認められる場合、例えば、虐待者が面会時に暴言や暴行におよぶおそれが大きい場合等は、施設の管理者が施設内での面会を拒否することができます。

被虐待者の意思が明らかでない場合には、市町村長・施設長は高齢者虐待防止法第13条の規定を持ちだすまでもなく、「本人を現に保護する責任を負うもの」として面会の可否を決定することができます。現実の対応においては、あくまでも被虐待者の安全・利益を中心に考えればよいでしょう。

市は、被虐待者を保護した場合に、虐待者や家族に被虐待者の居場所を知らせる義務を負うかどうかについては、「知らせる義務はない」と解釈されます。DVの事例で、最高裁判所の判例(※)に次項のようなものがあります。

最高裁判所の判例

家出した母子を保護したか、という父親(夫)からの問い合わせに対し、市(政令市)が情報の開示を拒否したことについては、正当な理由がある。とした。この理由として、「～施設入所を決心した母子の保護の有無を夫に開示することは、その結果、夫が施設に入所した後の所在を探し出し、連れ戻す等の行動に出ることも容易に推測できる所であって、～」としている。

※ 最高裁(平成14年6月13日決定)

原審：名古屋高裁(平成13年12月11日判決)

市町村が保護をした場合、上記のDV事例と同じように保護事実の有無自体の回答を拒否する方法のほか、「保護はしたが、保護先は教えられない」と伝える方法もあります。

（７）住民票の閲覧制限

（「住民記録台帳事務における支援措置申出書」による支援措置）

DV及びストーカー行為等の被害者保護を図るため、住民基本台帳の一部の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の写しの交付を制限する「支援措置」が実施されています。

高齢者虐待事例についても、DV及びストーカー事例と同じように、被虐待者の保護を図る観点から、住民票の写し等の交付等について必要な支援措置を行なうことができるとされています。

ポイント

- ◇ 支援措置は、虐待者に住所が知られないための措置です。虐待者に住所が知られてしまっている場合や、実家・親族宅など住所が容易に推測される場合、施設入所などで、住所と居住場所が異なっている場合など、支援措置の対象とならない場合があります。また、戸籍謄（抄）本等の住所の記載のない証明書は、支援措置の対象外となります。

① 申出の際の流れと留意事項

ア 相談・申出

現在住所を定めている市区町村の住民基本台帳を所管している部署（支援措置を総括する部署が存在する地区町村にあたっては、支援措置担当部署）に事前に相談の上、被虐待者が申出を行います。（本人確認書類必要）

本市では、やむを得ず本人が申出できない場合には、代理人が申請を行うこととなりますが、その際は事前に市民課までご相談ください。

松戸市では市民部 市民課となります。
支所では、受付することができません。

イ 申出書の記入・提出

高齢者虐待の場合（松戸市の申出書の場合）、申請書「申出者の状況」欄のその他欄をチェックし、「申請者の状況の詳細欄」に状況等を記載します。（相談記録などの写しの添付に代えることができます）

ウ 住所異動

申出とともに転出などの住所異動を行う場合には、事前に異動先の市区町村の担当部署と相談してください。住民票が加害者と同一（世帯）の場合には、必要に応じて世帯分離の届出を行います。

エ 住民基本台帳事務担当部署以外への相談

危害が及ぶ恐れのある場合には、警察等に相談し助言をもらいます。

市の関係部署、例えば介護保険、後期高齢者医療保険情報などから情報が虐待者に漏れないように相談をしておくことが必要です。（松戸市においては、住民票等の支援措置の情報を国民健康保険課、介護保険課、地域包括ケア推進課、広域保険担当室、子育て支援課、子ども家庭相談課、市民税課、固定資産税課、税制課、収納課、債権管理課、選挙管理委員会、教育委員会に提供しています）

② 支援措置の決定

市は、DV相談機関（配偶者暴力相談支援センター・行政の担当課）や警察等（申出者の相談先）に、虐待者が住民基本台帳等の閲覧等を行う恐れがあるかどうかについての意見を聞き、支援措置の決定を行います。

実態の確認方法は、申出書を相談機関等に送致し「相談機関の意見」欄に認証を受ける方法となります。

松戸市では市民部 市民課がおこないます。

但し、裁判所発行の保護命令決定書の写しもしくは、ストーカー規制法の規定に基づく警告等実施書面の写し等の提出を求めることにより代えることができます。

ポイント

- ◇ 閲覧制限は、被虐待者の安全確保のために必要かどうか、市区町村長が判断します。

③ 支援措置の期間・延長・変更手続き

支援期間は、1年間となります。支援期間が終了する1ヶ月前程前に市より通知が送付されますので、支援の延長を希望する際には、改めて

手続きが必要となりますので、市より送付された通知と、本人確認書類を持参し手続きを行ってください。

また、期間内であっても、住所、氏名、本籍等に変更があった際は、変更手続きの必要がありますので、市民課へご相談ください。

④ その他

ア 証明書の発行・各種手続き

今後、市民課・支所・行政サービスセンターにて発行している住所に関する証明書（住民票、除住民票、戸籍の附票、除戸籍の附票等）および、税証明書（課税証明書、納税証明書、住所証明書等）に関する申請を行うことができるのは、下記の要件を満たしている場合に限られます。

(ア) 申出者本人、または併せて支援を求める者が窓口に来庁（所）していること。

(イ) 市が発行した「支援措置決定通知書」（決定通知書が届くまでの間は、「住民基本台帳事務における支援措置申出書預り証」）を持参していること。

※但し、上記条件を満たしても、土日、平日17時以降は行政サービスセンターで取り扱うことができません。

※本人が、委任状により第三者に上記手続きを委任することはできません。

※前住所地、本籍地等松戸市以外の市区町村の窓口では取り扱いが異なりますので、該当市区町村までお問合せ下さい。

イ 第三者による請求

下記の事由により請求があり、正当な事由があると認められる場合には、請求に応じています。

(ア) 公的機関から申請があった場合（取り扱いに注意するよう書面を添えて請求に応じています。）

(イ) 弁護士、行政書士等、職務上の権限を用いて申請があった場合（使用目的、依頼人等を調査し、虐待者に住所が知られる恐れがないか確認の上、請求に応じています。）

※一部税関係の証明を除く

(ウ) 利害関係のある第三者からの請求があった場合（疎明資料の提出を求めるなど、不正請求、虐待者に住所が知られる恐れがないか確認の上、請求に応じています。）

※一部税関係の証明を除く

- ウ その他制約を受けるサービス（手続き）について
 - (ア) マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用してのコンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書の取得。
 - (イ) 他市区町村の窓口で松戸市の住民票を取得できる広域交付住民票。
 - (ウ) 郵送による住所に関する証明（住民票・戸籍の附票等）の申請。
 - (エ) 行政サービスセンターでの土日、平日17時以降の住所に関する証明（住民票・戸籍の附票等）の申請。
 - (オ) 納付書を持参しない支所・収納課・保険課窓口での市税、国民健康保険料等の代理人における納付。

3 家庭内での虐待事例に活用する様々なスキル

(1) カンファレンスの具体的手法

大まかに言って、カンファレンスには、情報収集および情報の共有機能や、意見をとりまとめ方針を決定する機能、専門家や行政担当者に専門的な事柄について相談する機能などがあります。カンファレンスで代表的なものは、ケアマネジャーに義務付けられている「サービス担当者会議」です。そのほか、地域包括支援センターが、支援が困難な高齢者の虐待事例を取り扱う、「個別事例検討会」があります。これらを必要に応じて使い分けたいと思います。

カンファレンスを行う時期の設定は重要です。「支援が困難な事例」に遭遇したら、遅滞なくカンファレンスを行い、方針を設定することが必要です。一方、カンファレンスがうまく機能するためには、事前の情報収集や、ある程度の活動実績が必須です。特にカンファレンス主催者は、カンファレンスが「事例援助のどの時点で行われているか」を認識し、カンファレンスの意味づけを明確化する必要があります。そして、必要な情報を準備し、ある程度の道筋を想定してカンファレンスに臨むことが理想です。そ

のような作業がうまくなされないまま開催すると、意見のとりまとめに至らないばかりか、情報を提示しあうだけで時間が費やされたり、有効な議論ができないことがあります。

経験を蓄積すると、カンファレンスの意味づけの認識がより明確になり、カンファレンスの結末に対してある程度の予測をもって開催できるようになります。

(2) 被虐待者と信頼関係を構築する

虐待事例に対応する際、被虐待者との信頼関係を構築することは非常に重要です。被虐待者は、多くの場合、失意にさいなまれており、孤独な状況で耐えています。そこに、信頼できる支援者が現れ、「この支援者は必ず味方になってくれる」という確信を被虐待者が得ることは、通常、決定的な援助基盤となります。

第一は、被虐待者と信頼関係を構築し、被虐待者が「支援者が自分を助けてくれるのだ」という確信を持つように援助することの重要性です。

支援者の誰かひとりでも、このような関係を被虐待者に対して構築できると、支援者が虐待者に直接的な影響力を行使できなくても、被虐待者は孤独感から解放されます。被虐待者は孤独であるときは虐待者に従順だったとしても、このような支援者を得ると、より自律的に行動できることがあります。

第二は、「介護保険などのサービスを導入するだけで、状況が緩和することが多いこと」です。多かれ少なかれ、虐待は密室の中で行われています。被虐待者が医療や介護を適切に受けていない場合もあります。このような場合、週一回サービスを導入するだけでも、虐待者は第三者の目を気にして状況が緩和することは珍しくありません。虐待を意識した「特別な対応」でなくても、「ありきたりの介護保険サービスを導入すること」が重要なのです。

第三に、そのようなサービス事業者の方と被虐待者が信頼関係を構築することで、被虐待者は大きく心理的にも救われます。実際の事例では、介護保険のサービスなどを導入し、「サービスの提供を継続し信頼関係を蓄積していく」だけで事態は大きく前進することが珍しくありません。サービ

スなどの提供を通じて、信頼蓄積を行うことで、被虐待者への癒しの力を発揮することがしばしばあります。そのプロセスで「虐待者すら癒される」こともあります。「ごく普通のサービスの継続」にはそのような潜在的な力があるといえます。

支援者は被虐待者との信頼関係を蓄積し続けていれば、その後、様々なトラブルに遭遇しても、手がうてると思われれます。

(3) 虐待者に辛抱強く関わる

～虐待者のレスキューのサインを見逃さない～

虐待者への援助は、比較的難易度が高いスキルです。

支援をすんなり受け入れてくれない場合も多く、支援しようとして逆にトラブルになることもまれではありません。虐待者になる人は、「対人関係に多少なりとも問題を抱える人」が多いからです。実は、被虐待者のみならず「虐待者も助けを求めていること」が珍しくありません。虐待者と支援者が信頼関係を構築し、虐待者が「支援者が自分を助けてくれる」という確信を持つと、大きく状況を改善できます。

そのため、虐待者支援が虐待事例支援の本質的な仕事であると信じています。支援者が「虐待者を助けるというメッセージを出し続ける」重要性は強調しておきたいと思います。

今までの虐待事例との関わりの中で心を開かない虐待者や、攻撃的な虐待者に、根気よく関わり、虐待者への支援を行うことで、虐待者との信頼関係構築に最終的に成功した例がいくつもあります。

最初は、虐待者が支援者を恨むこともありますが、誠実に支援者が対応しているうちに、支援者へ助けを求めてくることがあります。「助けを求めて」来てくれさえすれば、あとは、様々な手法を駆使して、援助を組み立てれば良いわけです。「助けを求めて」来てくれるまでの道程」の構築には、信頼が得られる関わりと時間が必要です。

(4) 虐待事例の見守りと状況変化への迅速な対応

見守りは、「観察している」「手をこまねいている」わけではありません。常に、専門職側で、「被虐待者と虐待者を助けるというメッセージを出し続ける」ということであり、様々な課題の発生に対して、迅速に対応する準備を保つことです。

被虐待者である高齢者は虚弱なことが多く、虐待行為と直接的な関係がなくても（あるいはあっても）、疾病にかかったり外傷を負うなどの状況が発生します。このような状況を即座にとらえ、しっかり支援することは、重要な虐待対応テクニックです。このような場合に、入院対応などを行うと、普段簡単には会うことができない虐待者にも、比較的容易に会うことができることも珍しくありません。特に、医師の病状説明場面などに同席すると容易に虐待者と面会することができます。

また、虐待事例の家庭は経済的に困窮していることが多く、しばしば、電話や電力、水道などを止められてしまう、というような場面に遭遇します。このような状況も即座にとらえ、しっかり支援します。

このような行為の蓄積により、虐待者も、支援者のことを「煙たい存在」から「頼りになる存在」と思ってくれるようになることは珍しくないのです。虐待者から「一目おかれる存在」に支援者になったとき、虐待事例への本質的な対応の道が開かれます。

また、被虐待者の状況が思わしくない場合、見守りにあたり、支援者側で介入の基準をもって取り組むという手法があります。例えば、「再度、体の傷が発見されたら分離する」とか、「〇〇kg以上の体重減少が見られたら分離を行う」というように、あらかじめ支援者側で一定の決断目安をもって見守りに望むのです。そうすることにより、「見守り」がより積極的な意味をもつようになるといえます。

(5) 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このよう

な障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。
このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

ケース 1 被虐待者のサービス利用料を虐待者が支払わない場合

被虐待者の年金の存在はきちんと把握しているが、年金等財産を管理する虐待者が、介護保険サービスなどの自己負担分の利用料を支払わない場合、「成年後見制度」を活用し、他の親族もしくは第三者が被虐待者の成年後見人等となり、被虐待者の年金管理を行い、サービス利用料等の支払いをすることができる場合があります。また、未納していた利用料の支払い計画も検討できます。

被虐待者を虐待者から分離する必要があるが、虐待者が拒否する場合、状況によっては「成年後見制度」を活用し、他の親族もしくは第三者が成年後見人等となり、施設入所へつなげることができます。成年後見人等が財産管理も行うことで施設利用料も支払えます。

在宅サービスが必要にも関わらず、利用を虐待者が拒否する場合、「成年後見制度」の活用で、成年後見人等が管理する財産から利用料を支払い、サービス利用が可能となります。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがあります。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市長村長が申立人（松戸市では、市長申立て相談窓口は高齢者支援課）となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るたゆみなき努力が必要です。

①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、援助する制度。

②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

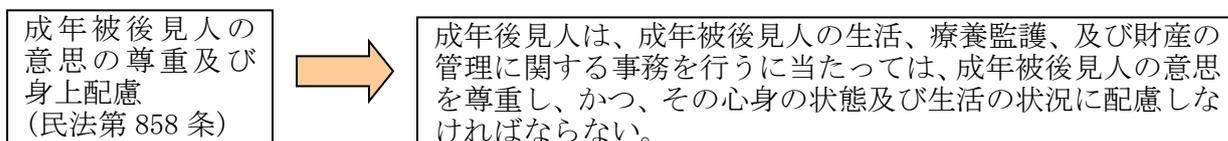
高齢者虐待事例では、主に「①法定後見制度」を活用します。

【法定後見制度の概要】

類型		補助	保佐	後見
判断能力の程度		精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により判断能力が不十分な人	精神上的障害により判断能力が著しく不十分な人	精神上的障害により常に判断能力を欠く状態にある人
申立権者		本人・配偶者・4親等以内の親族・検察官・任意後見人・任意後見監督人・任意後見受任者・市区長村長など		
申立てに対する本人の同意		必要	不要	不要
申立て場所		家庭裁判所		
申立て費用 （申立て手数料 登記手数料 郵便切手）		約1万円 （同意権・代理権を付与する場合はそれぞれ付与申立て手数料800円がかかる）		約1万円
精神鑑定		不要	原則必要（本人の判断能力により免除されることあり） ※鑑定料は5万～10万円くらい	
呼名	本人（利用者）	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	成年後見人等	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人

【成年後見人等の義務】

選任された成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の生活環境や生活状況、身体的精神的状況等を配慮して本人にとって最良の方法や手段を選択しなければならない「身上配慮義務」が課せられます。



保佐人、補助人に対しても「身上配慮義務」は課せられます。

(民法第 876 条の 5、民法第 876 条の 10)

成年後見制度申立ての手続きに関する相談窓口

千葉家庭裁判所松戸支部（家事係書記官室） 368-5742

（6）経済的支援

虐待事例の中には、経済的困窮により被虐待者に「必要な介護保険サービスを使わせない」「必要な医療を受けさせない」「十分な食事を提供しない」などの経済的虐待やネグレクトを行うことが多くあります。また、生活困窮によるストレスから虐待者が被虐待者へ身体的・心理的虐待を行うこともあります。

経済的困窮が要因となる虐待の場合、「収入増加」「支出減少」のための支援策を考える必要があり、公的年金制度や低所得世帯等に対する制度の利用ができないかの確認をしていくことも重要です。

① 「収入増加」の視点で

年金受給権はあっても手続きの難しさや制度を知らないことにより受給されていないことがあります。虐待者や被虐待者が無年金の場合、その生活歴や病歴から受給資格があるかどうかを確認することが必要です。本人の委任状があれば、第三者が申請を代行することもできます。

年金に関する問い合わせ

松戸年金事務所 047-345-5517

その他、難病者や児童と同居している世帯の場合、難病者援護金や児童手当等の申請が出されているかを確認していくことも大切です。

② 「支出減少」の視点で

住民税額は、住民税の納税義務者が所得金額と所得控除額等を申告することで決定されます。

一定の所得があり住民税が課税される方が、寡婦控除や障害者控除、医療費控除等の申告をすることにより住民税が非課税になったり、課

税額が減少することもあります。そのため、所得税の確定申告や市・県民税の申告手続きを支援することはとても重要です。

③ 非課税者と非課税世帯の理解

非課税者とは「市・県民税が課税されない人」であり、非課税世帯とは「世帯員全員が非課税者である世帯」を言います。非課税者（世帯）であると、低所得者（世帯）として前述の制度等の対象となります。

ア 市民税課での申告

世帯員のなかに、本来非課税者であるにも関わらず、市・県民税の申告をしていない方がいると、支援制度上、課税世帯と判断される場合があります。

前年の収入が全くなかった場合や、遺族年金、障害年金等の非課税の収入だけの方も、きちんと市・県民税の申告をする必要があります。

④ 生活困窮者自立支援制度の活用

虐待の背景に経済的問題がある場合、それが虐待者に起因するものと被虐待者に起因するものがあると言えますが、そのどちらの場合においても、生活困窮者自立支援制度の活用が有効となる可能性があります。

虐待者に起因する経済的な問題では、「就労支援」と「就労準備支援事業」の利用に加えて、「生活福祉資金貸付制度」へのつながりが考えられます。相談者が働くことができる状況であれば、就職活動や転職活動を支援するため、履歴書や職務経歴書の作成支援、面接対策等の「就労支援」を、仕事の経験がない、長時間仕事から離れている、短期間の離転職を繰り返しているなど、働きづらさを抱えている場合には、職業適性検査や各種ワーク、協力事業所での体験就労等の「就労準備支援」を利用することが可能です。また、一時的に生活費用等が不足している場合には、生活福祉資金貸付制度（総合支援資金と緊急小口資金は原則として松戸市自立相談支援センターへの相談支援が必要）を活用するため、社会福祉協議会と連携を図ります。

一方、被虐待者（および虐待者）に起因する経済的な問題では、収入増加・支出減少の視点と共に、家計管理の視点が重要であり、「家計相談支援事業」の利用が考えられます。家計相談支援事業は、専門員の相談員が一定期間、相談者と共に家計表等を作成して家計改善に取り組み、相談者自身の家計管理を行う力、家計管理を実践する習慣を身につける事業です。

上記の事業等を利用する場合には、松戸市自立相談支援センターへご相談ください。なお、相談の中で生活保護の利用が必要と認められる場合には、相談者の希望を踏まえながら適切につなぎます。

⑤ 生活保護制度の活用

虐待事例では、その背景に経済的問題がある場合が多いといえます。特に経済的虐待を受けている事例では、とりわけその傾向があります。そのため、生活保護を受給することによって、経済的困窮から生じる虐待者のストレス軽減につながり、「医療や介護を受けさせない」「食事を制限する」「おむつ交換を控える」などの虐待に対しても、最低限度の生活や適切な医療・介護が保障されることで、被虐待者の生活状況が好転するきっかけとなりえます。

ただし、生活保護の受給には要件があります。たとえ現在生活に困窮していても、基準を超える資産や収入がある場合などは受給できない可能性があります。また、扶養義務者がいる方の場合は、扶養義務者との交流状況・援助の可否なども確認事項となります。これは、生活保護受給の可否を問わず、虐待防止に必要な情報ですので、支援時はアセスメントする必要があります。

このような事例を個別事例検討会で検討する時には、地域包括ケア推進課を通じて高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議の委員であるケースワーカーにも参加してもらい、生活保護制度を含めた経済的支援策の助言が有効です。

⑥ 不動産担保型生活資金貸付制度

この制度は、一定の居住用不動産を有して、将来にわたりその住居を所有し、または住み続けることを希望する高齢者が生活に困窮している

場合に、その住居を担保に生活資金の融資を受ける制度で、通称「リバースモーゲージ」と呼ばれています。

つまり、生活保護受給対象高齢者や、その他低所得高齢者が、自らが形成した資産（住居）を活用し、住み慣れた環境での生活継続を可能にする制度です。

具体的には、土地の評価額の7割を上限に、毎月の生活費の融資を受けるものです。また、貸付が上限に達した時には貸付終了となり、貸付終了後は、生活保護受給対象者であれば高齢者が引き続き住居に住みながら生活保護の適用を受け、低所得高齢者であれば、生活の状況によって自宅を売却する場合があります。また、契約者が死亡した場合には、貸付期間中・貸付終了後のどちらの場合も、法定相続人による償還か住宅の競売により清算することとなります。

尚、この制度を利用するためには要件があり、所得状況により相談・申請窓口が異なります。

不動産担保型生活資金貸付制度 相談窓口

○低所得高齢者⇒松戸市社会福祉協議会 047-368-0503

保護向け不動産担保型生活資金貸付制度 相談窓口

○生活保護受給対象者⇒生活支援一課 047-366-7349

⑦ 生命保険と住宅ローンについて

被虐待者が、財産を持っているが、障害をもち、生活や介護に困窮している、というような例は、珍しくありません。

生命保険は、実は死亡しなくても受けとることができます。というのも、通常、生命保険は、死亡または重度障害に対し保険金を支払うものだからです。例えば、介護保険で要介護4～5に該当する程度の重度障害があると、保険金を受け取ることができます。つまり、被虐待者が重度障害を有する場合は、生命保険の保険金を受け取ることが可能です。

もうひとつ重要なことは、通常「住宅ローンには生命保険による補償がついている」ことです。つまり、借り手が重度障害になったり死亡すると、住宅ローンを補償してくれるシステムになっています。従って、重い障害を有する被虐待者が住宅ローンを返済途中である場合、この補償制度を用いて住宅ローンを終了させることができます。

(7) 一時保護施設の具体的な活用

一時保護施設は、深刻な虐待事例で、緊急かつ非常に必要性の高い分離を要する場合に利用を検討します。一般に一時保護施設は、長期滞在ができません。

虐待者の暴力から逃れたい時、安心して身を寄せるところがない時に場所を提供します。

一時保護施設では、入所後に関係者が今後の生活のことや落ち着き先などについて調整します。この行先は、一般家屋のこともあれば老人施設などの場合もあります。

一時保護施設の活用が必要な場合は、地域包括ケア推進課を通じて各部署に相談をしていきます。

(8) 支援終結の判断

地域包括支援センター、中核地域生活支援センターなどの権利擁護に関する専門職は、深刻な虐待事例に対応することが求められますが、虐待の状況がある程度落ち着いた時点で、ケアマネジャーや地域の支援者に支援をゆだねていく、という段階に入ります。

逆に言えば、権利擁護に関する専門職は、漫然と支援を続けるのではなく、援助の初期段階から予測をもって支援を進め、各段階で自分の支援の進行状況を評価し、一定の支援が完結した段階で「支援終了」とする目標をもって対応します。支援の期間が長い事例では、およそ1ヶ月あるいは6週間程度の時点で、自分が行う援助が終結までの道のりのどの位置にあたるのかを評価するのが良いとされています。

支援終結とするのは以下のような場合があります。

- ◇ 二次分離を行い、分離した場所での被虐待者の状況の安定が確認できたとき
- ◇ 居宅での虐待状況が緩和し、ケアマネジャーおよびその他の支援者の援助が継続され、虐待の再発に対応可能な状況が作られているとき
- ◇ 高度の犯罪性のある虐待行為で、警察による虐待者の逮捕などが行われたとき
- ◇ 被虐待者あるいは虐待者が死亡したとき、あるいは虐待者が疾病や外傷で虐待行為が不可能となったとき
- ◇ 他部署への支援の移管がされたとき
- ◇ 施設虐待の場合は、施設管理者やスタッフの教育システム、労務管理システムの改善が見られ、施設内の虐待状況が緩和したとき

以上のような場合に「支援の終結」としますが、いったん終結とした後、新たな課題が生じたときには速やかに支援を再開することはいうまでもありません。重要なことは、予測をもって支援し、支援が終結に向かうように積極的に活動していくことです。

（９）弁護士連携の実際

弁護士も、高齢者虐待問題について、法的観点から、関係各団体と連携して、防止・改善に向けてサポートします。

高齢者虐待については、被虐待者及び虐待者の双方に対する法的サポートが求められるケースが多々あります。また、被虐待者が認知症・知的障害・精神的障害などにより判断能力が不十分な場合もあります。

被虐待者の判断能力が不十分な場合、成年後見等を申し立て、場合によっては後見人に就任して、財産管理や身上監護を行います。また、経済的虐待があるケースでは扶養請求や不当利得返還請求等を行うこともあります。

被虐待者の判断能力が十分な場合には、その依頼に基づいて、任意後見契約、財産管理、遺言書作成、扶養請求や不当利得返還請求（経済的虐待の場合など）を行う等します。

他方、虐待者についても、抱える具体的問題が法的に解決できることも少なくありません。例えば虐待者に借金があるケースでは、破産、個人再生、任意整理等の債務整理手続、親族間に紛争等があるケースでは家庭裁判所の

調停手続を利用することもあります。また、虐待問題が刑事事件に発展した場合、刑事弁護活動や同活動を通じて親族間の関係改善を図ったり社会復帰支援をサポートすることもあります。

また、関係各団体が行う措置・行為等について、ご相談やケース会議への出席等により法的視点からのアドバイスも行います。

千葉県弁護士会では、「高齢者・障がい者のための無料電話法律相談」を行っています。詳細は下記ホームページを参照ください。

電話番号：043-337-1800

<http://www.chiba-ben.or.jp/consultation/aged.html>)

千葉県弁護士会松戸支部の高齢者・障がい者支援センター委員会においても、ご相談やケース会議や勉強会への出席（講演）依頼等に対応いたしますので、是非お問い合わせください

電話番号：047-366-6611

4 分離

（１）分離の必要性の判断

権利擁護に関する専門職は、被虐待者の状況を確認した時、共通フェースシートに記載している「虐待緊急性判断基準」（92頁）を活用し、

- ① 重度のやけどや骨折や外傷、栄養失調、脱水症状、衰弱、肺炎などの生命に危険のある状態の存在
 - ② 頭部や顔面打撃、首絞め、戸外放置、溺れさせるなどの生命に危険のある行為の存在
 - ③ 高齢者が強く保護を求めている場合
- に分離の必要性も視野に入れて検討します。

担当者ひとりの判断ではなく、地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係者が参加する「サービス担当者会議」や高齢者虐待防止ネットワークの「個別事例検討会」を活用し判断します。

「個別事例検討会」で判断できない場合は、「高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」で再度検討することもできます。また緊急性が高い場合は、「高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」を臨時開催し判断します。

ただし、生命の危険性が高く、より状況が緊迫している時は、直ちに入院などの調整をし、後日担当者会議等で報告をする場合もあります。

分離の判断をする上では、被虐待者や虐待者が今後生活をどうしたいかという意思確認が重要になりますが、虐待を受け続けている被虐待者には、自己決定能力や判断力が低下していることも多いことを念頭に検討します。

次頁のフロー図は、一時保護の要否判断をする際の参考資料として掲載します。

一時保護の要否判断フロー図（例）

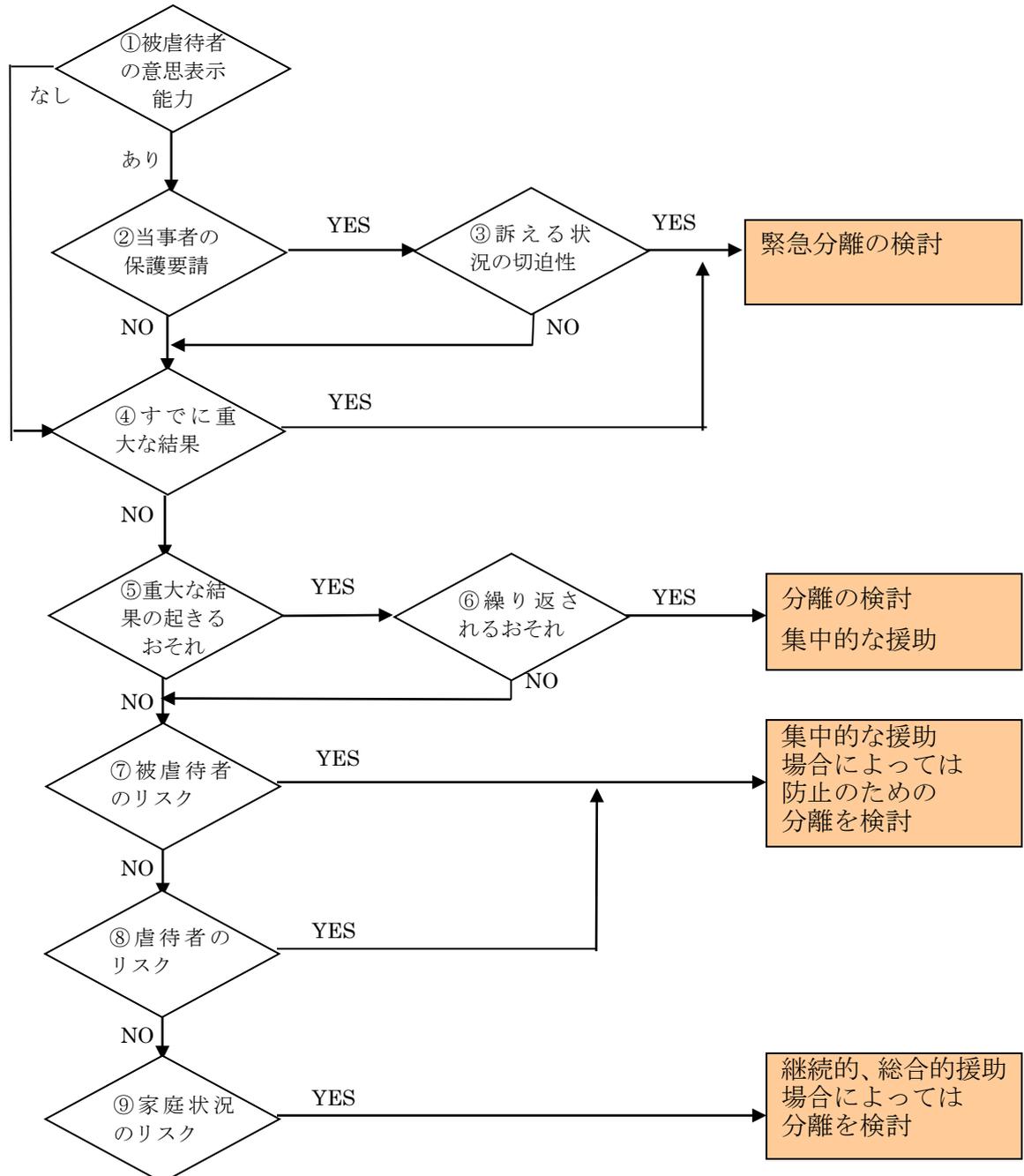


図 分離・集中的援助要否判断の手順

- ★ ①が「あり」であって、②、③、④、のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討
- ★ ①が「なし」の場合、④である場合、緊急分離を検討
- ★ ⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討もしくは集中的援助を実施
- ★ ②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中援助、場合によっては一時分離を検討
- ★ ⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要
場合によっては一時分離を検討

（厚生労働省『児童虐待対応の手引き』を参照）

副田あけみ首都大学東京都市教養学部教授が「児童虐待対応の手引き」を参照に作成したもの

《厚生労働省「市長村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より引用》

(2) 一次分離と二次分離

高齢者虐待の対応方法として、被虐待者の生命の安全を確保するために一時的（一次分離）もしくは長期的に被虐待者と虐待者を分離（二次分離）することがあります。

深刻な虐待が存在するとき、あるいは緊急性が高いとき、やむを得ず、被虐待者の分離を考慮します。

一時的な分離（一次分離）の方法は大きく分けて二つあります。ひとつは、市役所や地域包括支援センターを通じて福祉施設などを利用する方法、もう一つは、「病院に入院する」方法です。明確なけがや脱水などがない場合には、福祉施設を利用するのが通例です。

なお、支援者間で慎重に協議しても、やはり分離継続が望ましいと判断され、（本人に判断能力がある場合）被害者本人もそれを希望するとき、長期的な分離（二次分離）を行うこととなります。

安易な分離は、被虐待者と虐待者、虐待者と支援者の関係性を悪化させる要因にもなり兼ねません。しかし、一次分離は、被虐待者の生命の危険を回避することのみならず、安全な場所に保護されたことで被虐待者が本心を語ってくれる場合もあり、被虐待者の意向確認が容易となることがあります。

また、生命・身体に危険のある虐待に当面の対応策となる緊急短期入所なども同様な効果があります。これら一時的な分離は、支援者にとっては、施設入所等の長期的分離かサービス調整等行い、在宅生活を継続するかを見極め次の方針を検討したり、被虐待者や虐待者の意思をじっくり確認するために有効であるといえるでしょう。

緊急保護を目的とする分離は、一時的な避難に過ぎず、長期的な方法ではないことを認識し、チーム全体として「長期的にどのような方針で支援するか」を想定した上で分離対応を行うべきであり、分離イコール支援終了ではありません。分離後に、これからの生活をどのように考えるかについて被虐待者、虐待者双方に面接し、長期的分離になるか、家族を再統合し在宅生活を継続するか、長期的視野をもち支援することが重要です。

（３）長期的分離（二次分離）における他府県・他市町村との

連携

分離後の被虐待者の生活の場として他都道府県、他市区町村へ転出した場合、被虐待者が安心・安全に生活できるよう、状況によっては分離先の行政職員と連携を図る必要があります。

今まで公的制度（介護保険サービスや生活保護、身体障害者手帳等を有することに伴う各種制度等）を利用して生活していたのであれば、同じように利用できるよう手続き等に関する支援が必要です。また、被虐待者と虐待者を分離した場合、虐待者が被虐待者の行方を捜すこともあり、その対策や緊急時の対応についても情報交換を含めた分離先の行政職員との連携が重要です。さらに、新しい生活を営む被虐待者を支える関係者（介護保険事業者や親族等）がいる場合、状況によってはその関係者への支援を依頼することも必要です。虐待の状況・支援経過・今後の方針によっては分離先の行政職員の相談窓口として分離先の市区町村を管轄する都道府県へも支援依頼をする場合もあります。

そこで、分離先の行政職員と連携を図る際、必ず相談窓口となる担当者を1人決めると良いでしょう。情報提供や各種相談・支援依頼をその担当者へ一本化すると、被虐待者だけでなく支援者も混乱することなく相談や連携を図ることができます。

（４）分離における老人福祉施設の活用（根拠法令：介護保険

法）

高齢者虐待の支援方法として「分離」を行った場合、分離後の被虐待者の生活の場として老人福祉施設を活用することがありますが、被虐待者の「要介護認定の有無」「要介護度」「経済状況」によって利用できる施設が異なります。被虐待者の身体的、精神的、経済的状況等を正しくアセスメントし、被虐待者本人に適した施設を検討する必要があります。

【要介護度別 利用可能な老人福祉施設・事業所一覧】

要介護度	分離期間	利用可能な老人福祉施設・事業所の種類
認定なし	長期 (入所)	有料老人ホーム
		ケアハウス
サービス付き高齢者向け住宅		
	ショートステイ	有料老人ホーム
認定あり	長期 (入所)	有料老人ホーム
		ケアハウス
		サービス付き高齢者向け住宅
		グループホーム (要支援2～要介護5の認定者のみ)
		介護老人福祉施設 (原則要介護3～5の認定者のみ)
		介護老人保健施設(3～6か月程度) (要介護1～5の認定者のみ)
		介護療養型医療施設 (要介護1～5の認定者のみ)
	ショートステイ	有料老人ホーム
		グループホーム
		介護老人福祉施設
		介護老人保健施設
		介護療養型医療施設
		小規模多機能型居宅介護事業所
		短期入所生活介護・療養介護施設
看護小規模多機能型居宅介護事業所		

【緊急時における老人福祉施設の活用】

虐待事例に対応する際、被虐待者の生命の安全を確保することを最優先に考えなければなりません。そこで、「既に被虐待者の生命が危険な状態であると判断した場合」もしくは「被虐待者の生命に危険を及ぼす可能性がある場合」は、早急に被虐待者の安全が確保できる場所へと保護する必要があります。

被虐待者の現在の状況を正確にアセスメントし、「医療」が必要であると判断した場合は、入院を視野に入れた病院への搬送、「安全な生活場所」が必要であると判断した場合は、虐待者と分離し老人福祉施設への入所

やショートステイを活用して保護します。

松戸市では、虐待者からの虐待行為により被虐待者を緊急的に一時保護する必要がある場合、「特別養護老人ホーム連絡協議会」の協力・連携のもと「緊急ヘルプネットワーク事業」を活用することができます。

【事業概要】 緊急利用の要件

○ 緊急ヘルプネットワーク事業

目的 養護者から虐待を受けている高齢者、養護者の不在等により在宅での介護が困難な高齢者、その他緊急に保護が必要な高齢者を一時的に介護保険施設に入所して保護し、要保護高齢者の安全を確保することを目的とする。

対象者 65 歳以上または介護保険第 2 号被保険者で下記のいずれかに当てはまるものとする

- ・市内に居住し、介護支援専門員と契約をしていない要保護高齢者で介護者の急病、冠婚葬祭、虐待等により緊急に保護を要するもの
- ・市内で保護された身元の分からない徘徊高齢者
- ・その他、市長の認めるもの

受け入れ施設 特別養護老人ホーム連絡協議会に所属する施設
松戸警察、松戸東警察の圏域ごとに担当する特別養護老人ホームを分け、幹事特別養護老人ホームを 1 か月ごとの輪番制で担当。

実施時間 原則 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

費用負担 介護保険法に基づき短期入所生活介護の利用料金及び食事代等を当該高齢者が支払う

相談窓口 地域包括ケア推進課

※利用にあたっては、感染症の有無に関する医学的診断が必要となる場合があります。

（５）老人福祉法における「措置制度」の虐待ケース対応での 利用（根拠法令：老人福祉法 第 1 1 条）

支援者は、虐待を受けている被虐待者の生命の安全を守るために、状況によっては老人施設等を活用した被虐待者の保護（虐待者との分離）が必要となり、その手段のひとつとして市長権限による「措置」があります。

通常、介護保険法によるサービス（在宅サービスや施設サービス）の利用は、介護認定を受け、利用者と施設との「契約」に基づき行われます。しかし、虐待事例によっては、被虐待者が介護が必要な状況にあるにもかかわらず介護保険の申請すら行われていない場合や、介護認定を受けていても、被虐待者が認知症高齢者等のためサービス利用契約が行えなかったり、虐待者による高齢者への経済的虐待により、サービス利用料の支払いが困難なためにサービスを利用することができない場合もあります。

このような、被虐待者の状況や生命の危険性、虐待者の状況、支援者の今後の支援方針等を考えてもきわめて深刻な虐待事例であり、市長の権限でサービスの活用（特に被虐待者の保護を目的とした分離）が必要であると判断した場合は、この「措置」制度を活用します。

「措置」は介護保険法ではなく、老人福祉法の規定による市長権限であり、「やむを得ない事由による措置」と、「養護老人ホームへの入所」の2つがあります。高齢者（被虐待者等）の所得状況によって、サービスの利用の全部もしくは一部が公費で提供されます。

① 虐待事例におけるやむを得ない事由による措置の利用

家族から虐待を受けているなど「やむを得ない事由」により介護保険サービスの利用が著しく困難なとき、市長権限で下記等の措置（必要なサービスを公費で提供）を行うことができます。（老人福祉法第10条の第4項、第11条第1項第2号）

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 通所介護

「やむを得ない事由」としては、

- ア 他人や家族等の虐待又は無視を受けている場合、
 - イ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、
- などを想定しています。

なお、「措置は緊急やむを得ないとき」にのみ実施されるものです。措置によるサービスを実施後、

- ア 特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から脱した・・・
- イ 成年後見制度等に基づき、本人を代理する成年後見人等を活用することにより、サービス利用に関する「契約」や、介護保険の「申請」ができるようになった・・・

以上のように、緊急の事態が終わり、やむを得ない理由が消滅した時点で、通常の「契約による介護保険のサービス利用」を行うこととなります。

② 養護老人ホームへの入所（法第11条第1項第1号）

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とし、市町村が職権により入所させる施設です。

制度上は、老人福祉法に基づき市町村長の措置として入所となります。

<養護老人ホームへの入所措置の要否判定>

養護老人ホームに係る入所措置の要否の検討に当たっては、入所判定委員会において、入所措置の基準に基づき、その者の健康状態、その置かれている環境の状況等について総合的に判定を行います。

ただし、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく入所措置を行うことができるものとしています。

<入所措置の基準>

1 環境上の理由

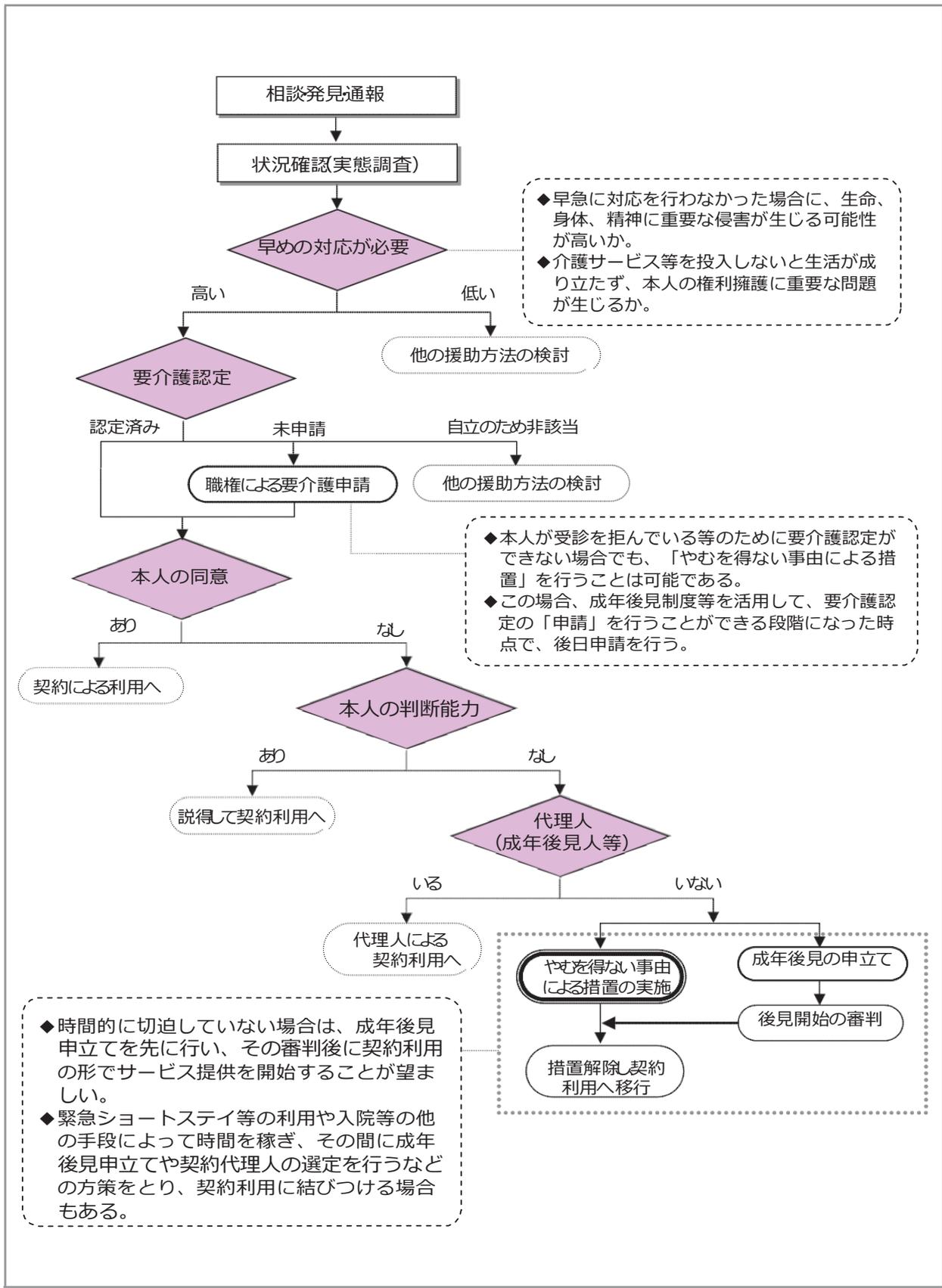
- ①健康状態・・・入院加療を要する病態でないこと。
- ②環境の状況・・・家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

2 経済的理由

生活保護世帯、市町村民税所得割非課税世帯若しくは災害その他の事情により、生活の状況が困窮していると認められる世帯であること。

(「老人ホームへの入所措置等の指針について」)

厚生労働省老健局 平成 18 年 3 月 31 日付 老発第 0331028 号より)



(参考) 東京都高齢者虐待対応マニュアルより

(6) 医療機関への分離と「医療ソーシャルワーカー」

衰弱や脱水に陥るほどの介護の放棄・放任行為がある場合や、外傷などで医療を必要とする場合は、「緊急入院」で分離します。入院による分離を実施するにあたり、通常、病院側で受け入れの主要なマネジメントに携わるのが「医療ソーシャルワーカー」です。また、医療ソーシャルワーカーはその後の、二次分離や、自宅への退院を含めた様々な支援計画の立案や実施にかかわります。地域包括支援センターなどの権利擁護専門職は、医療ソーシャルワーカーと密接な連携をとりながら仕事を進めるとよいといえます。

入院分離では外傷を加えた虐待者が冷静に物事を考える機会になる場合もあります。外傷はないが十分な食事が提供されず衰弱している場合の入院分離は、「虐待者である家族を直接裁かない」という側面があり、分離後に虐待者を支援するための前段として信頼関係を構築するために有効です。

5 高齢者虐待の定義解釈の詳細とその判断

高齢者虐待防止ネットワークでは、「高齢者虐待」の定義の問題を検討してきました。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、「現に介護をしている養護者による虐待」「養介護従事者等による虐待」「加害者を問わない経済的虐待」がその対応対象となっています。

しかし、法の定める定義のみでは、「養護者・養介護従事者等以外による虐待」、「養護を受けていない自立高齢者に対する虐待」などを受ける人を、保護することができないことがある、という限界が見えてきました。

このため、「支援が必要な人に支援を提供する」観点から、松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、担当者会議での建設的な討論を踏まえ、望ましい支援の在り方を次のように提案します。

（1）介護能力のない同居障害者等による高齢者虐待

- 現法解釈 現在の法律では虐待(身体的・心理的・性的・経済的)に該当しません。

ただし、現法でも、当該虐待を止めるべき立場の養護者がいる場合、その養護者による「介護等放棄」とは解釈できます。

(法では「現に養護を行う者による行為」が虐待と規定されています(経済的虐待以外))

●松戸市高齢者虐待防止ネットワークの推奨する対応

介護能力のない親族等による虐待は、高齢者虐待防止法の「高齢者虐待」の範疇に規定されていません。

しかし、どの同居者が虐待を行っているにせよ、当該高齢者に被害を生じているのであるから、人権擁護の観点から、地域包括支援センターや介護支援専門員は、虐待の解決のために努力すべきです。また、「介護能力のない同居親族」は障害や疾病をもっている可能性が高く、その意味でも、家庭全体を支援する立場をとることが重要です。

（2）現在は養護をしていない親族(同居でない親族等)による虐待

現在の法律では虐待に該当しません。刑法や民法での対応となります。

「養護をしている」とは、(同居でない親族の場合)「ときどきは訪問して世

話をする」ことをさします。「養護をしていない」とは、(同居でない親族の場合)ほとんど世話をしていないことをさします。

●現法解釈 現在の法律では虐待に該当しません。

ただし、現法でも、当該虐待を止めるべき立場の養護者がいる場合、その養護者による「介護等放棄」とは解釈できます。

(法では「現に養護を行う者による行為」が虐待と規定されています(経済的虐待以外))

●松戸市高齢者虐待防止ネットワークの推奨する対応

「現に養護をしていない親族等による虐待」は、高齢者虐待防止法の虐待に規定はされていません。しかし、どの親族が虐待を行っているにせよ、当該高齢者に被害を生じているのであるから、人権擁護の観点から、地域包括支援センターや介護支援専門員は、その虐待行為の解決のために努力すべきです。

(3) 自立高齢者に対する虐待(「現に養護を受けていない(自立)高齢者」に対する虐待)

●現法解釈 現在の高齢者虐待防止法で自立高齢者に対する除外規定はありません。

●解釈の詳細

虐待の対象となる高齢者が自立しているか否かは、高齢者虐待防止法に規定されていません。従って、自立高齢者をその保護対象から除外する根拠はなく、自立高齢者を高齢者虐待防止法の保護対象外とします解釈は誤りです。特に、有料老人ホームなどでは、「自立高齢者も養護を受ける場合がある」ことから、自立高齢者に対する虐待があり得ると意識されて法が規定された経過があります。

●松戸市高齢者虐待防止ネットワークの推奨する対応

地域包括支援センターや市の担当者が、自立高齢者に対する虐待事例に対応する場合、第一に、「自立高齢者」という判断が本当に正しいのか、という再度のアセスメントが必要です。「現に養護を受けていない」にしても、あるいは、「現に介護保険の認定を受けていない」にしても、そのことは、必ずしも「養護が必要でない状態」を意味しません。当該高齢者をアセスメントすると、かろうじて他者の支援なしに暮らしているが、軽度の認知症が

ある場合や、虚弱な高齢者であることは珍しくありません。「支援の必要性を正しく判断する」ことが重要です。

第二に、被害者が自立高齢者であっても「保護される権利」は有します。その意味で、人権侵害を受けている場合、地域包括支援センターや市の担当者は虐待の問題解決のために尽力する必要があります

第三に、「認知症のない自立高齢者の意見」を支援者は尊重しがちであるが、支援の観点からみて、それが適切とは限りません。

従って、地域包括支援センターや市の担当者は、やはり、虐待解決のために尽力することが望ましいといえます。

警告

★松戸市以外の事例ですが、「自立高齢者が介護能力のない障害者である親族に虐待を受けていて、自立高齢者が支援を断ったため、支援者らが自立高齢者の意見を尊重して介入しなかったところ、当該自立高齢者が最終的に虐待により死亡した」事例があります。

*セルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

(参考文献：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 平成30年3月 厚生労働省 老健局)

第三章 施設内虐待

1 施設内虐待が起こりうる複合的要因についての理解

一般に、施設介護を受けるような高齢者は身体障害あるいは認知症をともなっていることが圧倒的に多いことが分かっています。その意味では、施設従事者には大きな介護負担が課せられています。また、身体障害や認知症をもつ高齢者は、合理的な判断を下したり、合理的な反応を示すとは限りません。「明らかに不合理な反応」を施設従事者に対して生じることもしばしばあります。そのような明らかに不合理な反応も、大抵は、認知症などの部分症状として生じるものです。

そして、施設従事者側は、十分な経験と技術が伴わないうちは、どうしても高齢者の反応によって、ストレスを感じたり、つい大きな声で対応してしまったり、粗雑なケアを行ってしまうことになりかねません。この意味で、施設従事者が様々な高齢者の反応などに対応できるように、数多くの経験を積み、トレーニングされていくことが極めて重要です。

どんなに優れた施設従事者であっても、労働条件が不十分で、非常に疲弊していたり、過剰なストレスにさらされていると、適切なケアや判断が困難となります。その意味では、労働条件の問題は、虐待の発生と密接に関連しています。

また、高い理念を掲げて施設で介護を行っていても、長い年月のうちには、どうしてもその施設の独特の方法に陥ってしまったり、施設内部での改善努力が弱くなったりすることがあります。その意味で、第三者による評価を含め、施設管理の透明性を確保しようとする普段の努力が、虐待を防ぐことに有効です。

このことから、施設従事者の不断のトレーニング、労務管理システムの適切な運用、透明性の確保などが、施設における高齢者虐待の防止の近道でもあります。

2 施設内虐待の通報受理ルート

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の第二十一条には「養介護施設従事者等は当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と定められています。

通報窓口は松戸市役所地域包括ケア推進課、高齢者いきいき安心センターになります。

3 施設内虐待の調査の実際

養介護施設従事者による高齢者虐待事例では、市町村職員が中心になって調査を行います。松戸市では、市役所職員が施設内の調査を実施する際、千葉県健康福祉部高齢者福祉課や医療整備課と連携し、指示を仰ぎながら「千葉県高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて行います。

(1) 「コア会議」での緊急性の判断

まず「コア会議」を開催し、緊急性について判断します。

緊急性が高いとき

- 生命に関わるような状況が被虐待者に存在するとき
- 施設等が、虐待の存在に認識がなく、虐待防止に対応しない場合や、再発の危険性がある場合
- 施設管理者が虐待行為を推奨したり、暗黙のうちに認めたりしている場合
- 被虐待者本人が明確に保護を求めていると認められた場合
- 独居等で支援者がなく、保護をする必要がある場合

緊急性が低いとき

- 現在、被虐待者が入院中である、あるいは虐待が行われている施設等のサービスを利用していない（外泊等で休止している）場合
- 施設等が適切に対応し、介護担当者を変更していたり、事実確認など内部調査を実施している場合

(2) 施設への説明と調査協力依頼

通報があった場合、施設長・事業所の管理者に通報があったこと、通報を受けて確認調査を開始すること、被虐待者の状況、調査の進展段階で施設関係者からの聞き取りを行うことなどを説明しておきます。

このような施設等に対する事実確認等は、当該施設の任意の協力（高齢者虐待防止の任意調査）の下に行います。関係者からの調査協力が得られない場合、特に施設・事業所が調査を拒否した場合は、その旨を県に報告し、県と連携して調査を行うこととなります。

(3) 被虐待者周辺からの事実確認

訪問調査は、客観性を高めるために原則として2人以上の職員で行います。

通報をうのみにせず、迅速・正確な事実確認を行い、また被虐待者や養介護施設従事者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分注意します。

被虐待者の安全性の確保を第一に、聴取すべき関係者の範囲や勤務のシフトに影響しないよう順番を考慮し計画的に行ないます。

通報等の内容から「被虐待者への医療の必要性」が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し、迅速な対応が取れるよう医療職が同行します。

通報者に関する情報の取り扱いは特に注意し、虐待であると判断した理由を確認します。

聞き取り内容

- 虐待の種類や程度
- 被虐待者の安全確認の状況把握
- サービスの利用状況
- 被虐待者の生活状況
- 虐待の事実と経過
- 身体状況、精神状況
- 医療の状況(主治医から)
- 地域住民からの聞き取り

(4) 施設長・事業所の管理者等からの事実確認

虐待の事実は確認できないが、疑われる場合は施設長・事業所の管理者等からの聞き取りを行います。被虐待者周辺からの事実確認の前に実施することもあります。

聞き取り内容

- 虐待防止に対する管理者・職員の意識
- 高齢者虐待防止に向けた取り組みの状況
- 過去の虐待発生の状況及びその対応状況
- 担当職員変更の申し出
- 再発防止の取り組み
- 被虐待者に対するサービスの提供状況
- 通報等の内容にかかる事実確認、状況の説明
- 職員の勤務体制
- 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況
- 嘱託医・看護師からの医療状況確認
- 被虐待者の金銭、資産の管理状況

確認資料として

- 介護日誌、看護日誌、月間勤務表、カルテ、事故の記録、
- 施設・事業所で作成した各種マニュアル、入所者等の預かり金の記録等

(5) 施設職員からの聞き取り調査

具体的な虐待者が特定されない場合は、可能な限り多くの職員から事情を聞き取ります。虐待が確認された場合は、虐待者を特定しその内容を施設等の責任者へ報告することになります。

聞き取り内容

- 虐待防止のための会議、研修の実施状況
- 虐待を早期に発見するための仕組みの有無
- 虐待が発生された場合の報告の仕組みの有無
- 過去の虐待発生の状況
- 職員による虐待の噂の有無
- 特に事故・怪我の多い高齢者
- 高齢者から恐れられている職員の有無
- 働きやすい職場であるかどうか

(6) 虐待の事実を確認した場合の対応

① 被虐待者や施設等への対応方針を協議します。

養介護施設等へは、確認した結果を被虐待者や家族等に説明するよう指導します。また、虐待を未然に防げなかった原因を分析し、再発防止に努めるよう取り組んでいただくようにします。

虐待者には、虐待であることを認識されなければなりません。

通報者には、通報者への不利益の排除に配慮しながら事実確認した内容と対応について連絡します。

② 施設等指導、再発防止指導を行います（法第24条）

管理職及び全職員に対し虐待防止についての研修を行い、虐待が二度と起こらないよう意識を高める努力を促し、職員の資質の向上を図るよう指導します。

また、利用者の表情の変化や日常動作の異常をいち早く見つけるための個別ケアの徹底、入浴時や着替えの際に虐待が発見された場合（疑いを含む）の報告システムや精神的な虐待や経済的虐待を早期に発見するための取り組みを再構築するよう指導します。そのほか

情報公開（行政機関への報告）

苦情処理体制の構築

虐待防止改善計画の作成

第三者による高齢者虐待委員会の設置

市による再発防止の取り組みが適切か確認

指導に従わない場合

施設が指導に従わないときは、やむをえず、老人福祉法、介護保険法に基づく勧告・命令・指定取消処分などの権限を行使することになります

(7) 県への報告

事実の確認を行なった結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合には、養介護施設等の所在地の都道府県に報告します。

(8) 県が行う養介護施設従事者等による高齢者虐待の公表

(法第25条)

市からの報告を受けて、県では毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待について公表します。

公表内容

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置
- その他
 - ・虐待があった養介護施設等の種別
 - ・虐待を行った養介護施設従事者の職種

4 施設のエンパワメント

虐待を起こした施設や、虐待を生じうるリスクをもった施設に対する指導は必ずしも容易ではありません。そのような施設に対応するにあたり大切な視点は、やはり「虐待者支援」です。

施設内虐待は、施設従事者のトレーニングシステムの不備、施設従事者の疲弊、透明性の不十分さなどが、その温床であることはすでに述べたとおりです。施設従事者が十分なトレーニングを受けて自信をもって高齢者に対応でき、適切な労務管理によって疲弊することなく仕事ができ、施設が外部の意見も参考にしながら常に改善を目指すようになるとき、つまり、「施設がエンパワメント」されたとき、虐待が起こりにくくなるといえる

のです。このように施設全体を「元気にする」というエンパワメントを目指して支援を行いたいと思います。

そのためには、あくまでも「虐待者を支援する視点」が重要であることを再度強調しておきたいと思います。

第四章 高齢者虐待防止ネットワークについて

1 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、もって高齢者の平穏な生活を確保することを目的とし、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化するために、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 松戸市内に居住する原則65歳以上の者をいう。
- (2) 養護者 高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。
- (3) 養介護施設従事者等次に掲げるものをいう。

ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設に従事する者をいう。

イ 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業において業務に従事する者をいう。

2 この要綱において高齢者虐待とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)第2条第4項及び第5項に定める行為をいう。

3 前項の規定に定めるもののほかこの要綱における用語の意義は、法の例による。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるネットワーク事業

を行う。

- (1) 高齢者虐待防止に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援に関すること。
- (2) 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策の強化に関すること。
- (3) 養護者、又は養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者、若しくは養護者又は養介護施設従事者等(以下「養護者等」という。)に対する救済支援体制等の強化に関すること。
- (4) 高齢者虐待の実態調査に関すること。
- (5) 法第9条若しくは第24条の規定による通報又は届出を受けた松戸市と連携を図ること。
- (6) その他高齢者虐待防止に関すること。

(松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議)

第4条 ネットワークは、次に掲げる組織等より推薦のあった者、代表者、学識経験者及び本市関係課長(以下「構成員」という。)をもって構成し、ネットワーク事業を推進するために「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を開催する。

(順不同)

- (1) 松戸人権擁護委員協議会
- (2) 千葉県弁護士会
- (3) 学識経験者
- (4) 千葉県松戸健康福祉センター(松戸保健所)
- (5) 松戸市医師会
- (6) 松戸歯科医師会
- (7) 松戸市薬剤師会
- (8) 松戸市訪問看護連絡協議会
- (9) 千葉県松戸警察署
- (10) 千葉県松戸東警察署
- (11) 松戸市町会・自治会連合会
- (12) 松戸市民生委員児童委員協議会
- (13) 特別養護老人ホーム連絡協議会
- (14) 松戸市はつらつクラブ連合会
- (15) 中核地域生活支援センター
- (16) 松戸市介護支援専門員協議会
- (17) 松戸市訪問介護事業所連絡会
- (18) 松戸市社会福祉協議会
- (19) 地域包括支援センター代表者

- (20) 松戸市子ども部子ども家庭相談課長
- (21) 松戸市福祉長寿部障害福祉課長
- (22) 松戸市福祉長寿部介護保険課長
- (23) 松戸市福祉長寿部生活支援二課長

- 2 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 5 ネットワーク会議に構成員が出席できない場合、会長はその代理の者を出席させることとする。
- 6 組織等の長は、適任の構成員を、2年に1回松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課に推薦することとし、構成員の任期は2年とする。ただし、任期中に退任した場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 ネットワーク会議は前条に掲げるネットワーク事業を実施するため、必要な事項を第5条第1項に規定する松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議に審議させることができる。

(松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議)

第5条 ネットワーク会議に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を置き、ネットワーク事業の企画、調整、啓発、高齢者虐待を受けた高齢者及び養護者等に対する支援方法の検討及び構築を図るために、担当者会議を開催する。

- 2 担当者会議の構成員は、次に掲げる組織等より推薦のあった者(以下「担当者」という。)とする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 千葉県松戸健康福祉センター(松戸保健所)
 - (3) 松戸市医師会
 - (4) 千葉県松戸警察署
 - (5) 千葉県松戸東警察署
 - (6) 松戸市民生委員児童委員協議会
 - (7) 特別養護老人ホーム連絡協議会
 - (8) 中核地域生活支援センター
 - (9) 松戸市介護支援専門員協議会
 - (10) 松戸市訪問介護事業所連絡会
 - (11) 松戸市子ども部子ども家庭相談課
 - (12) 松戸市福祉長寿部障害福祉課
 - (13) 松戸市福祉長寿部介護保険課
 - (14) 松戸市福祉長寿部生活支援二課

(15) その他会長が認めた者

- 3 担当者会議に代表及び副代表を置き、構成員の互選により選出する。
- 4 代表は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けた時はその職務を代行する。
- 6 担当者会議に担当者が出席できない場合、代表はその代理の者を出席させることとする。
- 7 第2項各号に定める組織等の長は、適任の担当者を2年に1回松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課に推薦することとし、担当者の任期は2年とする。ただし、任期中に退任した場合における補欠担当者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 担当者会議の議決は、ネットワーク会議の議決をもって承認されるものとする。

(個別事例検討会)

第6条 高齢者虐待防止ネットワークの個別事例検討会の事務局は、地域包括支援センターとする

(秘密の保持)

第7条 構成員及び担当者は、業務遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第8条 ネットワーク会議の議事は、原則として非公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(事務局)

第9条 ネットワークに関する事務局は、松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はネットワーク会議で別に定めることとする。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成16年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

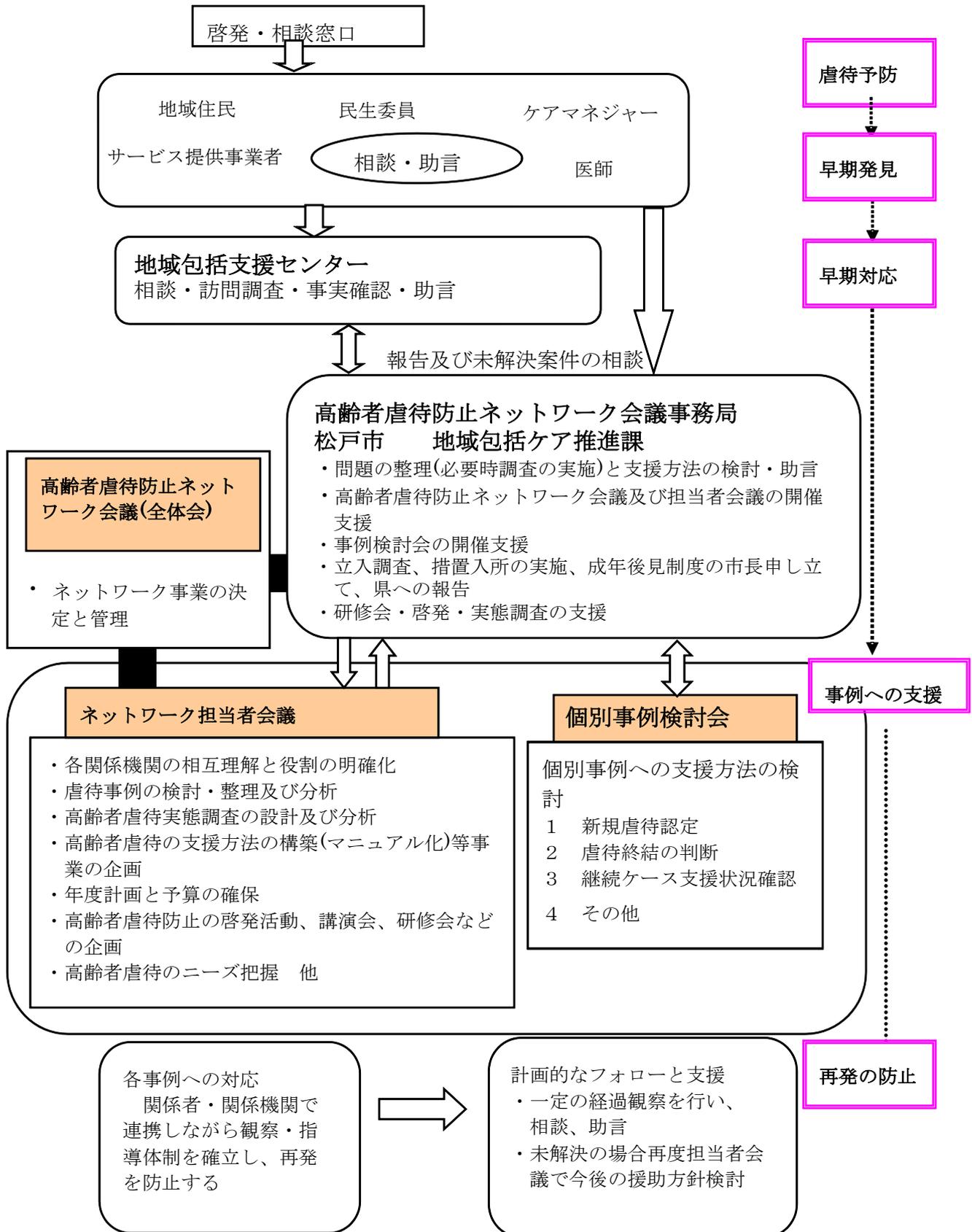
2 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク委員構成

	所属機関・団体	全体会	担当者会議
人権擁護関係者	千葉地方法務局松戸支局	○	
	松戸人権擁護委員協議会松戸部会	○	
司法関係者	千葉県弁護士会	○	
学識経験者	東邦大学看護学部 教授	○	
保健・医療関係者	千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）	○	○
	中核地域生活支援センター	○	○
	松戸市医師会	○	○
	松戸市歯科医師会	○	
	松戸市薬剤師会	○	
	千葉県訪問看護ステーション連絡協議会	○	
警察関係者	松戸警察署 生活安全課	○	○
	松戸東警察署 生活安全課	○	○
福祉関係者	千葉県社会福祉士会	○	
	松戸市民生委員児童委員協議会	○	○
	松戸市町会・自治会連合会	○	
	松戸市ボランティア連絡協議会	○	
	松戸市はつらつクラブ連合会	○	
	特別養護老人ホーム連絡協議会	○	○
	松戸市介護支援専門員協議会	○	○
	松戸市訪問介護事業所協議会	○	○
	松戸市社会福祉協議会	○	
	明第1地域包括支援センター		○
	明第2西地域包括支援センター		○
	明第2東地域包括支援センター		○
	本庁地域包括支援センター		○
	矢切地域包括支援センター		○
	東部地域包括支援センター		○
	常盤平地域包括支援センター		○
	常盤平団地地域包括支援センター		○
	五香松飛台地域包括支援センター		○
六実六高台地域包括支援センター		○	

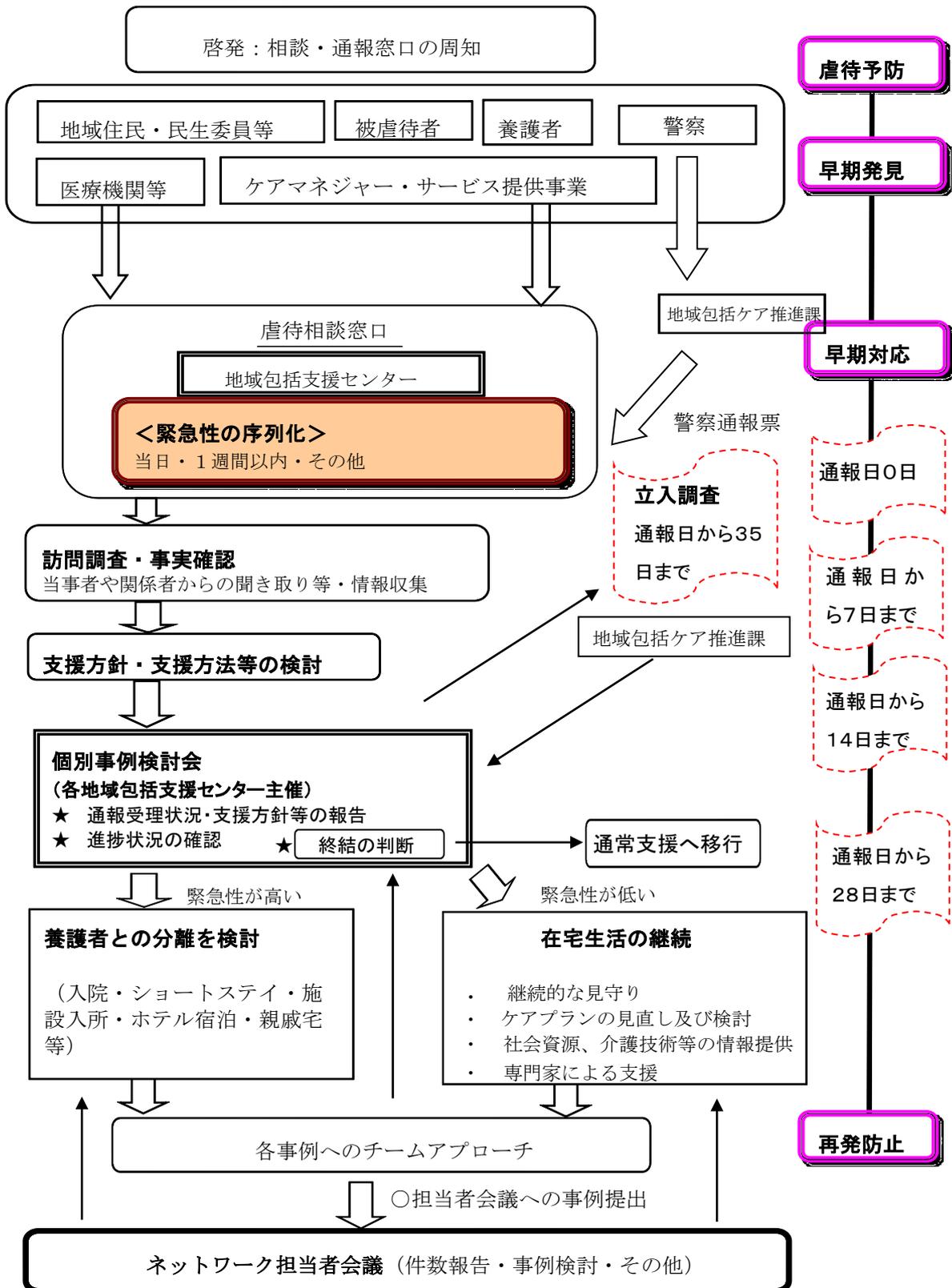
	所属機関・団体	全体会	担当者会議
福祉関係者	小金地域包括支援センター		○
	小金原地域包括支援センター	○	○
	新松戸地域包括支援センター		○
	馬橋西地域包括支援センター		○
	馬橋地域包括支援センター		○
市職員	総務部 行政経営課	○	
	総務部 男女共同参画課	○	
	子ども部 子ども家庭相談課	○	○
	福祉長寿部 障害福祉課	○	○
	福祉長寿部 介護保険課	○	○
	福祉長寿部 生活支援二課	○	○

3 高齢者虐待防止ネットワーク事業について

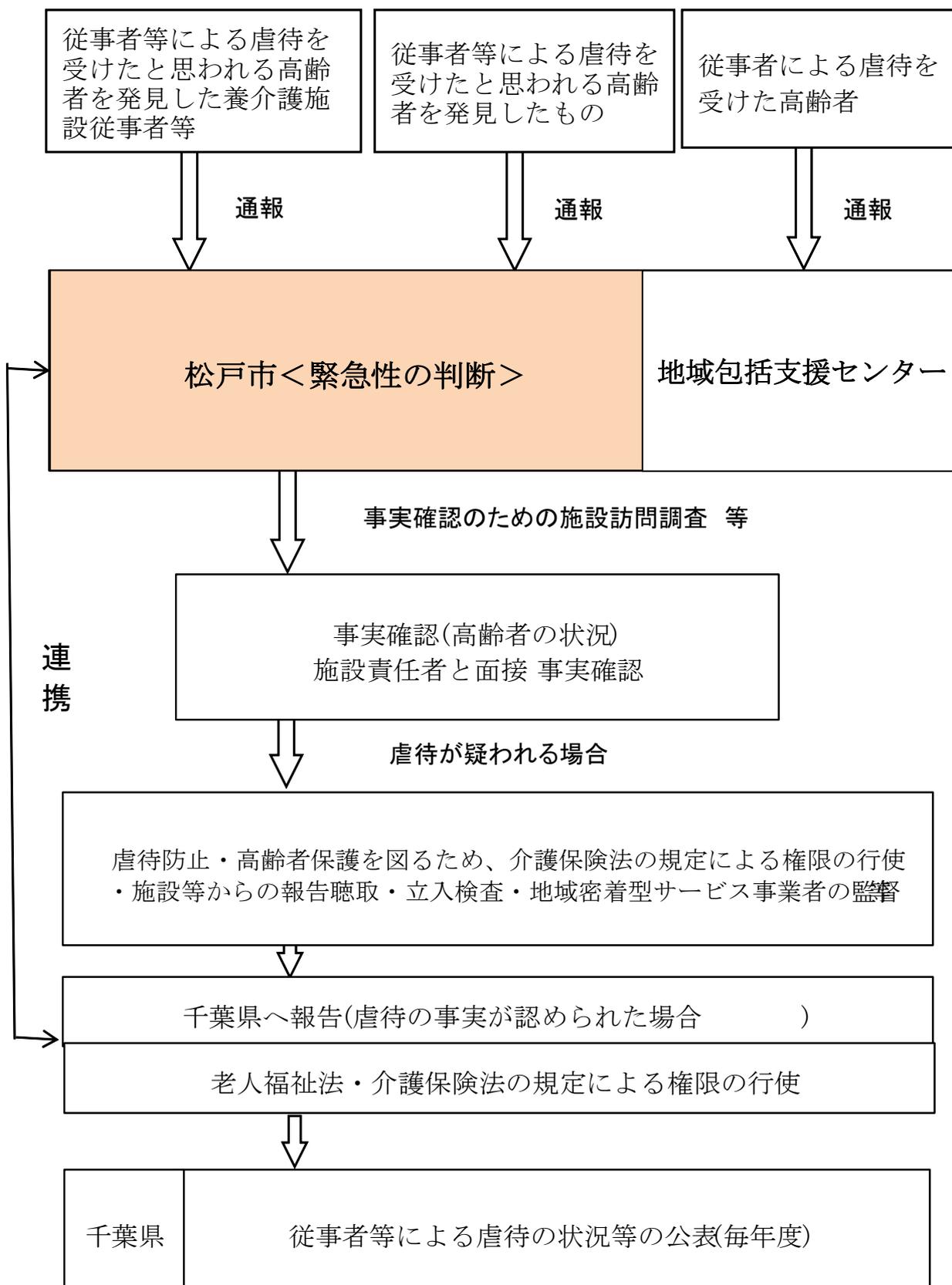
(1) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業機能と役割〔全体像〕



(2) 家庭内における高齢者虐待の対応フロー



(3) 養介護施設従事者による高齢者虐待の対応フロー〔施設等〕



卷末資料

《本人》

ふりがな		性別		生年月日		歳
氏名						
住所				TEL		

《相談の内容》

方法	TEL・来所・ () 虐待・権利擁護・支援困難・ ()	
ふりがな		詳細
相談者		
連絡先		
関係		
備考		
緊急性	24時間以内・3日以内・1週間以内・その他 ()	
判断理由		
これまでに相談した機関	詳細 (時期・機関名・担当者・相談内容など)	

本人情報

《経歴 (出身・学歴・仕事・現況・趣味・嗜好等) 》	《家系図 (キーパーソン☆ 主介護者) 》

《家族・親族・第3者支援状況》

NO.	氏名	続柄	年齢	住所・	電話番号	交流状況

《介護・医療・障害等》

介護保険	未申請・申請中・非該当・要支援（ ）・要介護（ ）		負担限度額：あり・なし・不明	
	認定期間			
	居宅支援事業所		ケアマネジャー	
障害手帳	種類		等級	
医療保険	国保・社保・後期高齢・生活保護・その他（ ）			

《ADL》

《IADL》

立ち上がり	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	電話	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
立位保持	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	買い物	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
移動	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	服薬	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
食事	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	調理	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
排泄	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	洗濯	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
入浴	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	掃除	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
着脱	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	特記事項	

《病歴・既往歴・怪我の状況等》

時期	病名	病院	医師	投薬・治療内容・服薬管理
特記事項				

《健康状態・心身の障害》

障害高齢者日常生活自立度	自立・ J1・J2・ A1・ A2・ B1・ B2・C1・ C2
認知症高齢者日常生活自立度	自立・ I・ II a・ II b・ III a・ III b・ IV・ M

《精神状況》

性格上の問題	なし・あり（ ）	対人関係	協調的である・普通・拒否的である
認知	記憶障害・失見当・睡眠障害・問題なし 長谷川式スケール / 30		
精神	なし・心気症状・不安・焦燥・抑うつ 興奮・幻覚・妄想・せん妄・その他（ ）		
問題行動	なし・攻撃的行動・自傷行動・火の取扱い・徘徊・不穏興奮・不潔行動・失禁 その他（ ）		
特記事項 (コミュニケーション能力・認知の状態)			

《介護・医療保険等サービス内容》

サービス種類	月	火	水	木	金	土	日	その他

《金銭管理》

金銭の管理	自立・一部介助・全介助・不明		財産管理	自立・一部介助・全介助・不明				
金銭の管理者	本人・家族（ ）その他（ ）・不明							
金銭管理に関するエピソード								
年金	種別	月額	円	年額	円	備考		
	種別	月額	円	年額	円	備考		
その他	種別	月額	円	年額	円	備考		
所得合計	月額	円			年額	円		
日常生活費(家賃・光熱水費等)		円/月		円/月		円/月		
		円/月		円/月		円/月		
支出合計	月額	円			年額	円		
課税状況	課税世帯・非課税世帯・生活保護・申告なし(推定：課税・非課税)・不明							
医療費等の補助	ない・ある（ ）・不明							
財産	動産	預貯金	銀行	円	支店	名義		
			銀行	円	支店	名義		
			銀行	円	支店	名義		
			銀行	円	支店	名義		
			銀行	円	支店	名義		
		生命保険・株券など：						
	不動産	土地・建物：						
借金	ない・ある(金額 円)							
遺言・相続	なし・ある（ ）							
備考	(成年後見制度利用についてはNo.4へ記入)							

《本人の意志》

現状への思い（現状困っていること等）	今後への思い（今後の生活をどうしていきたいか等）

《家族・支援者の意向》

--

《備考》（成年後見制度申立ての趣旨・支援経過・その他エピソード等）

--

養護者情報

ふりがな		性別		続柄		生年月日	歳
氏名							
住所					電話		

《養護者の経歴（出身・学歴・仕事・現況・趣味・嗜好等）》

--

《養護者の認識・意思》

現状への思い	
今後への思い	

《養護者の健康状態・心身の障害》

疾病・身体障害	ない ・ ある ・ 診断が必要 ・ その他 () ・ 不明	
具体的に		
精神・知的障害	ない ・ ある ・ 診断が必要 ・ その他 () ・ 不明	
具体的に (精神状態等含む)	性格上の問題	無 ・ 有 ()
	対人関係	協調的である ・ 普通 ・ 拒否的である
	認知	記憶障害 ・ 失見当 ・ 睡眠障害 ・ 問題なし
	問題行動	攻撃的行動 ・ 自傷行為 ・ 火の取扱い ・ 徘徊 ・ 不穏興奮 ・ 不潔行為 ・ 失禁 ・ その他 () ・ 問題なし
	精神	心気症状・不安 ・ 焦燥 ・ 抑うつ ・ 興奮 ・ 幻覚 ・ 妄想 ・ せん妄 ・ その他 () ・ 問題なし
特記事項		

《養護者の負担》

介護期間	～6ヶ月・6ヶ月～1年・1年～2年・2年～・その他 () ・ 不明・なし
養護者の介護知識・技術	ほとんどない ・ あまりない ・ ある ・ その他 () ・ 不明
サービス等の内容・量	十分である ・ 不十分である (⇒具体的) ・ 不明
養護者の身体的負担	負担 ・ 感じていない ・ 負担ではない ・ その他 () ・ 不明
養護者の精神的負担	負担 ・ 感じていない ・ 負担ではない ・ その他 () ・ 不明
養護者の経済的負担	負担 ・ 感じていない ・ 負担ではない ・ その他 () ・ 不明
養護者の収入・負債等	なし ・ あり (⇒具体的に)
養護者の生活上の負担	なし ・ あり (⇒具体的に)

虐待緊急性判断基準

種類	身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護・世話の放棄放任				
緊急性	1 本人が保護救済を強く求めている 2 生命に危険な状態（重度のやけど・外傷・褥瘡・栄養失調・衰弱・脱水・肺炎等） 3 生命に危険な行為が行われている（頭部打撃・顔面打撃・首しめ・揺さぶり・戸外放置・溺れさせる等） 4 確認できないが、上記（1. 2. 3.）である可能性がある 5 その他（ ）				
虐待者の希望	1 現状維持 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他（ ）	本人の希望	1 現状維持 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他（ ）		
関係	虐待者から見た本人との過去の関係			本人から見た虐待者との過去の関係	
協力者	問題解決のための協力者			<続柄>	
	本人・家族に最も影響力のある人物			<続柄>	
	成年後見制度の後見人候補（4親等以内親族）			<続柄>	
特記事項	本人の虐待に対する認識等				
氏名	続柄	虐待内容	頻度	自覚	虐待の要因

《上記（虐待内容・頻度・虐待の要因）は下記から選択》

<虐待内容>

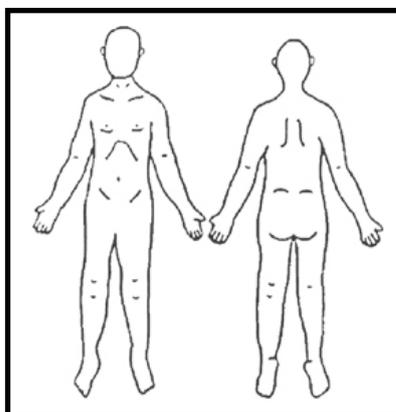
- A 身体的虐待
 - ① 外傷（出血・骨折・やけど）
 - ② 傷にならない暴力（殴る・蹴る・叩く）
 - ③ 拘束（縛り付け・閉じ込め）
- B 心理的虐待
 - ④ 無言・威圧・侮辱・脅迫
 - ⑤ 無視
 - ⑥ 嫌がらせ
- C 性的虐待
 - ⑦ 不必要な性器への接触
 - ⑧ 下半身を裸にして放置
- D 経済的虐待
 - ⑨ 日常に必要な金銭を渡さない
 - ⑩ 年金・預貯金の取り上げ
 - ⑪ 不動産・有価証券等の取り上げ
- E 介護・世話の放棄
 - ⑫ 入浴・排泄の介助の放棄による不衛生状態
 - ⑬ 水分食事摂取放任による身体的ダメージ
 - ⑭ 劣悪な住環境の中で生活させる
 - ⑮ 介護・医療サービスを受けさせない
 - ⑯ 虐待者が家に戻らないことがある
 - ⑰ その他

<虐待の頻度>

- ア いつも・毎日
- イ 一週間に数回
- ウ 一ヶ月に数回
- エ 一ヶ月に1回以下
- オ 不明

<虐待の要因>

- A 高齢者本人の認知症による言動の混乱
- B 高齢者本人の介護の困難さ・難しさ
- C 高齢者本人の性格や人格
- D 高齢者本人の過去（暮らし方）
- E 虐待者の身体障害
- F 虐待者の知的障害・知的問題
- G 虐待者のアルコール依存
- H 虐待者の精神障害（アルコール依存除く）
- I 虐待者の上記以外の疾病
- J 虐待者のギャンブル依存
- K 虐待者の性格・人格
- L 虐待者の介護疲れ・介護ストレス蓄積
- M 虐待者の知識や情報不足
- N 虐待者の外部サービス利用への抵抗感
- O 高齢者本人と虐待者との人間関係
- P 家族・親族の無関心・無理解・非協力的
- Q 経済的困窮
- R 経済的利害関係（財産・相続）
- S その他
- T 不明



高齢者虐待事案に係る援助依頼書

松戸 警察署長 様

松戸市長 本郷谷 健次 印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場所		
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立ち会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
高齢者	(ふりがな) 氏名	() <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女	
	生年月日	昭和 年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話番号		
	職業等		
養護者等	(ふりがな) 氏名	() <input type="checkbox"/>男 <input type="checkbox"/>女	
	生年月日	昭和 年 月 日生 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話番号		
	職業等		
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話	(内線)	

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正：平成二七年五月二九日法律第三一号

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ニ 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 [老人福祉法](#)（昭和三十八年法律第百三十三号）[第五条の三](#) に規定する老人福祉施設若しくは[同法第二十九条第一項](#) に規定する有料老人ホーム又は[介護保険法](#)（平成九年法律第百二十三号）[第八条第二十二項](#) に規定する地域密着型介護老人福祉施設、[同条第二十七項](#) に規定する介護老人福祉施設、[同条第二十八項](#) に規定する介護老人保健施設若しくは[同法第一百五十四条の四十六第一項](#) に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 [老人福祉法第五条の二第一項](#) に規定する老人居宅生活支援事業又は[介護保険法第八条第一項](#) に規定する居宅サービス事業、[同条第十四項](#) に規定する地域密着型サービス事業、[同条第二十四項](#) に規定する居宅介護支援事業、[同法第八条の二第一項](#) に規定する介護予防サービス事業、[同条第十二項](#) に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは[同条第十六項](#) に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（[障害者基本法](#)（昭和四十五年法律第八十四号）[第二条第一号](#) に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。
（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 **刑法**（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に[老人福祉法第二十条の三](#) に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、[同法第十条の四第一項](#) 若しくは[第十一条第一項](#) の規定による措置を講じ、又は、適切に、[同法第三十二条](#) の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について[老人福祉法第十条の四第一項第三号](#) 又は[第十一条第一項第一号](#) 若しくは[第二号](#) の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、[介護保険法第一百五十五条の四十](#)

[六第二項](#)の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な[警察官職務執行法](#)（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について[老人福祉法第十一条第一項第二号](#)又は[第三号](#)の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、[老人福祉法第二十条の七の二第一項](#)に規定する老人介護支援センター、[介護保険法第一百五十五条の四十六第三項](#)の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 **刑法** の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百五十二条の十九第一項](#) の指定都市及び[同法第二百五十二条の二十二第一項](#) の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。
（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、[老人福祉法](#) 又は[介護保険法](#) の規定による権限を適切に行使するものとする。
（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。
（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、[老人福祉法第三十二条](#)の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第三百三十一条から第三百三十三条までの規定 公布の日
 - 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
 - 三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日
 - 四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四条、第百七条、第百二十条、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日
 - 五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、

第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、
第百十八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、
第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百
十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十二条の十二、第一百五十二条の二十二第一項及び第一百五十二条の四十五の改正規定、同法第一百五十二条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十二条の四十六及び第一百五十二条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十二条の四十八を同法第一百五十二条の四十九とし、同法第一百五十二条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十二条、第一百八十二条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百八十二条第二項、第五百二十二条及び第五百十三條並びに第七百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九條から第八百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定

を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第百十九号)第二条第二項第四号口の改正規定(「居宅サービス、」

の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

高齢者虐待防止法の解釈

◆養護者への支援

高齢者虐待防止法では、虐待されている高齢者を保護することだけではなく、虐待する側の者を支援することも目的としています。高齢者虐待の事例では、虐待者の課題が緩和・解決すると、虐待行為が少なくなることもまれではありません。その意味で、虐待者のもつ身体的・精神的障害や、社会的課題、ストレス、境遇などに目を向けることが、虐待事例に対応するに当たり、決定的に重要であるといえます。

当市では、ネットワーク設置当初より「虐待している人をサポートする」という共通認識を持って支援しています。

◆高齢者虐待防止法の対象者(被虐待者)第2条

高齢者虐待防止法では「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています。

虐待を受けている人が65歳以上であれば全て高齢者虐待防止法の対象となります。

★ 64歳以下の者への虐待

64歳以下の者は本法の対象ではない、ということになりますが、若年性認知症や介護保険を受けている40歳以上の人、地域包括支援センターに相談が寄せられ深く関わっている人もいます。当市ではこのような事例に対しても「その方の年齢を問わず、被害者を見つけ、援助する」ことが本質と考え、積極的に対応し、必要に応じて本法の仕組みを活用しています(立入調査拒否に対する罰則等、利用できない制度はあります)

◆養護者(第2条 2)

定義:「養護者」の要件 ① 「高齢者を現に養護する者」

② 「養介護施設従事者等 以外のもの」

高齢者虐待防止法では、「養護者」の基本的な定義を「現に養護する者」としています。

在宅での虐待事例のほとんどは、家族・親族によるものですが、血縁関係のない者による虐待もあるため、高齢者虐待防止法では「養護」しているかどうか、という関係でみています。

○同居していなくても「養護者」

「養護者」は同居者のみとは限りません。「近隣に住む者が年金を管理し、高齢者本人には日々の食事代を渡すだけで、残りのお金を着服している、といった場合も高齢者虐待です。

○「養護者」でないものによる虐待

「同居人」による虐待(第2条 第4項 第1号 ロ)

養護者でない同居人による暴行・暴言等を放置することも「介護放棄」です。

○親族による経済的虐待(第2条 第4項 二)

経済的虐待においては、養護者でない親族も虐待者となり得ます。

例えば、叔父が認知症になったということを知った甥が、言葉巧みに預金をかすめ取った、という事例は、甥が養護者ではなくても高齢者虐待です。

2 認知症と高齢者虐待の関係について

認知症高齢者に虐待が行われる頻度が高いとする報告は多くあります。特に、BPSD（行動心理症状）があるときに養護者や養介護施設従事者が適切に対応できず、それが虐待の誘因になることもあります。松戸市高齢者虐待防止ネットワークの対応マニュアル(養介護施設従事者用)では、その知見に基づき、利用者の行動への対応の困難さを数値化するツールを掲載しています。

本稿では、厚生労働省「平成30年度、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」に掲載されている、認知症と虐待との関係を抜粋して下記に掲載し、参考にさせていただきたいと思います。

●養護者による被虐待高齢者(家庭内虐待)17,249人における「要介護認定者の認知症日常生活自立度Ⅱ以上」は71.4%で、被虐待者の約7割が明確な認知症が認められる。

●養介護施設従事者による虐待事案の中で被虐待者の「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」は80.5%と被虐待者の約8割に明確な認知症が認められる。

●養護者による高齢者虐待(家庭内虐待)についての対応等状況

被虐待高齢者に重度認知症がある場合、「介護等放棄」を受ける割合が高くなる一方で、「身体的虐待」では逆の傾向が見られた。

被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係では、「介護保険未申請・申請中・自立」において、「深刻度4・5」の割合が相対的に高い。

●養介護施設従事者等による高齢者虐待(施設内虐待)の対応等状況

入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別との関係では、被虐待者に認知症がある場合で「自立度Ⅳ/M」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い(統計的有意差)。

また、被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度の深刻度」の関係をみると、認知症の程度がⅢ以上では、「深刻度4・5」が一定割合を占めている。

(※厚生労働省 平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果)

3 成年後見人等の権限

法定後見制度における成年後見人等の職務権限は、申立てに基づいて個別に設定された「同意権・取消権」と「代理権」となります。

これらの権限により成年後見人等は本人の代理人として法律行為を行うことで、本人の利益を守り、本人の立場を代弁することができます。

類型		補助	保佐	後見
成年後見人等の権限	同意権 (※1) 取消権 (※2)	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律」行為	民法 13 条 1 項の所定の行為	本人の法律行為全般 (日常生活に関する行為は対象外)
	本人の同意	必要	不要	不要
	代理権 (※3)	申立て範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関するすべての法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要

※1 同意権…補助人・保佐人の同意を得なければ本人が特定の法律行為をすることができない権限

※2 取消権…本人が行った法律行為を取り消すことができる権限

※3 代理権…成年後見人等が本人に代わって特定の法律行為を行う権限

《成年後見人等の権限における注意点》

- ①本人の意思に反して強制的に権限を行使することはできません。
強制的に病院受診や入院、施設への入所等は行えません。ただし、精神保健福祉法に基づく「医療保護入院」について、成年後見人等が同法の「保護者」になる場合は例外です。
- ②一身専属的権利の代理は行えません。
「一身専属的権利」⇒ 結婚、離婚、認知、養子縁組などを行う権利
- ③居住用不動産の処分には、家庭裁判所の許可が必要です。
- ④第三者の成年後見人等が身元保証人、身元引受人になることは適切ではありません。
具体的に求められている役割を確認し、成年後見人等として関わる事が出来るのか、またそれが妥当なのかを判断する必要があります。
- ⑤医的侵襲を伴う医療行為に対する同意権はありません。
「医的侵襲を伴う医療行為」⇒生命・身体に危険を及ぼす可能性のある検査や治療行為（与薬・注射・輸血・放射線治療・手術など）

【成年後見制度利用をするための申立て提出書類一覧】

成年後見制度を利用するには、まず家庭裁判所に必要書類を揃えて申立てをする必要があります。必要書類（提出書類）については、本人が所持している範囲で申立人が準備します。参考までに下記に千葉家庭裁判所松戸支部での提出書類一覧を掲載します。

○申立書類（家庭裁判所で取得可能）

- ・ 申立書
- ・ 申立書付票
- ・ 後見人候補者身上書
- ・ 本人の同意書（本人以外の保佐、補助申立ての場合）
- ・ 本人の親族の同意書
- ・ 代理行為目録（保佐、補助申立てで代理権付与を求める場合）
- ・ 同意行為目録（補助申立てで同意を要する行為の定めを求める場合）

○本人に関する書類

- ・ 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書
- ・ 住民票の写し
- ・ 後見登記されていないことの証明書
- ・ 診断書及び診断書付票（所定の書式あり、家庭裁判所で取得可能）

○本人の財産に関する書類

- ・ 不動産登記簿謄本（登記事項証明書）
- ・ 固定資産評価額証明書
- ・ 本人名義の預貯金通帳又は預金証書のコピー
- ・ 有価証券の取引残高証明書
- ・ 証券のコピー
- ・ 生命保険等の保険証券のコピー
- ・ 負債に関する借用書やローン契約書、支払い明細書のコピー

○本人の収入内容を証明する資料

- ・ 給与明細書、年金証書、年金改定通知書のコピー

○本人の支出内容を証明する資料

- ・ 施設利用料又は入院費等の領収書のコピー
- ・ 税金等納付書（固定資産税、健康保険料、介護保険料）のコピー
- ・ 家賃、地代の領収書のコピー
- ・ 確定申告書又は源泉徴収票のコピー

○申立人に関する書類

- ・戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書

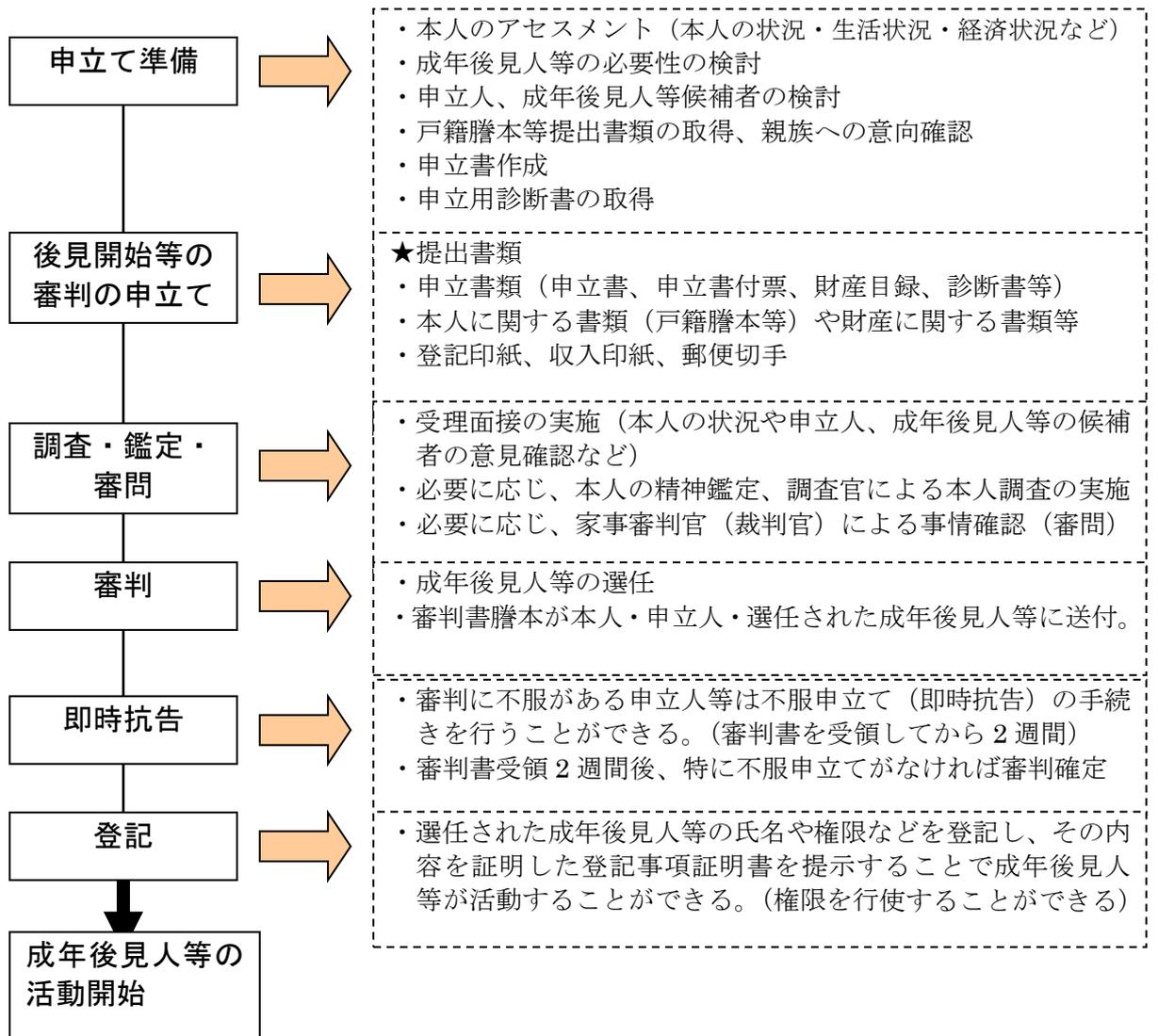
○成年後見人等候補者についての書類

- ・戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（申立人と成年後見人等候補者が異なる場合）
- ・住民票の写し

※申立て費用については、千葉家庭裁判所松戸支部にお問い合わせください。

【成年後見制度の申立ての流れ】～参考～

成年後見制度を申立てる場合、手続きから実際に成年後見人等が活動できるまでの一連の流れは下記ようになります。



4 低所得者に対する制度（介護保険・医療保険）

（1）介護保険制度に関する低所得者への制度

①介護保険料の設定

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに見直され、平成27年度から平成29年度までの保険料基準額（月額）は5,400円です。保険料は所得状況等や世帯の市民税の課税状況に応じて算定され、負担能力を適切に反映できるように17段階の多段階設定となっています。

低所得者への負担軽減策として、介護保険料の減免制度があります。

保険料段階が第1段階～第3段階の市民税非課税世帯の方が対象で、前年中の世帯収入（生活保護基準の1.2倍以内）や預貯金等の資産状況も考慮し、決定します。なお、減免を受けるには申請が必要です。

②高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、超えた分の金額を支給します。申請をして認められると、超えた分が『高額介護サービス費』として後から支給されます。対象者には松戸市介護保険課給付班から申請書が送付されます。

所得区分	利用者負担上限額
現役並み所得者 （同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上の世帯で520万円以上の人）	44,400円
一般世帯※	世帯単位で44,400円
住民税非課税世帯	世帯単位で24,600円
① 合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人 ② 老齢福祉年金受給者	個人単位で15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給者とならない場合	個人単位で15,000円 世帯単位で15,000円

※同一世帯の第1号保険者の利用負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400）を設定

③施設サービス利用費負担限度額の適用

低所得の方が施設入所（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）やショートステイの利用が困難とならないように、施設における食費・住居費のうち一定額以上は保険給付されます。軽減制度を受ける場合は、申請が必要です。

*利用者負担段階別の1日あたりの負担限度額及び基準費用額

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税であって、利用者負担負担段階が第1、2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※（ ）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額

※上記は1日当たりの負担限度額

※制度を利用するには、事前に介護保険課給付班での申請が必要

※預貯金等が一定額（配偶者がいる方は合計2,000万円、いない方は1,000万円）以上

介護保険に関する相談窓口

○介護保険料について 介護保険課 047-366-7370

○高額介護サービス費、負担限度額認定証に関すること

介護保険課 給付班 047-366-7067

(2) 医療保険制度に関する低所得者等への制度

(国民健康保険および後期高齢者医療制度)

(2) - 1

国民健康保険（75歳未満の方）

①保険料の軽減措置について

前年中の世帯の総所得金額の合計が一定の基準以下の世帯につきましては、保険料が軽減されています。軽減割合は世帯内の国保加入者数や所得の状況によって違いがあります。

軽減の適用を受けるためには所得の無い方でも市民税の申告が必要です。

②医療費が高額になったとき（高額療養費）

1ヶ月（暦月ごと）に支払った保険適用の医療費が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。支給対象の方には診療月から3～4ヵ月後に申請書を送付いたします。

申請に必要なもの

送付された申請書 世帯主名義の口座番号 印鑑 保険証 該当月の領収書

※自己負担限度額は70歳未満、70歳以上の方で異なり、また、所得区分によっても異なります。

※70歳未満の方は1ヶ月に各医療機関に21,000円以上支払った医療費が対象となります。また、入院と外来、医科と歯科は別計算となります。

☆限度額適用認定証

あらかじめ「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。市役所本庁で申請・発行の上、医療機関へ提示してください。

※70歳未満の方と70歳以上75歳未満で住民税が非課税の世帯の方が対象となります。（70歳以上75歳未満で住民税が課税の世帯の方は不要）

申請に必要なもの

認定対象者の保険証 世帯主の印鑑

代理人の場合は、本人確認書類 委任状

※世帯所得申告がお済みでない場合や、保険料に未納がある場合は交付されない場合があります。

(2) - 2

後期高齢者医療制度（75歳以上の方）

①保険料の軽減措置について

所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減措置があります。軽減割合は、世帯や被保険者本人の所得の状況に

よって違いがあります。

所得の申告をされていない方については、軽減の適用を受けるために、所得の申告が必要となる場合があります。

②医療費が高額になったとき（高額療養費）

1 か月（同じ月内）の医療費が高額になり、下の表の自己負担限度額を超えた場合は、申請することで超えた分が高額療養費として支給されます。

支給対象の方には診療月から3～4か月後に申請書を送付いたします。なお、制度の変更により、平成30年度8月1日診療分から、自己負担限度額が変更となります。

※詳細は千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページを参照

☆限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯の全員が市町村民税非課税の被保険者（所得区分が「低所得者Ⅰ」「低所得者Ⅱ」）の方は、保険証とともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられ、また、入院時の食事代や生活に要する費用が減額されます。

交付を受けるには、市役所で申請して下さい。

※認定証を提示しないと所得区分「一般」の額になりますが、申請により、高額療養費として後から支給を受けることができます。

国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する相談窓口

○国民健康保険の手続きなどに関すること

国民健康保険課 047-366-7353

○後期高齢者医療制度の手続きなどに関すること

国民健康保険課 広域保険担当室 047-366-7342

5 長期生活支援貸付金貸付制度（リバースモーゲージ）

長期生活資支援資金貸付制度の対象要件は下記のとおりです。ただし高齢者個々の状況によっては、制度の利用が可能となる場合があります。

（１）低所得世帯向け

①対象要件

- ア 資金の貸付を受けようとする者が単独で所有している不動産に居住していること。ただし、同居の配偶者と不動産を共有している場合については、同居の配偶者が連帯借受人となる場合に限り、共有でも対象とすることができる。
- イ 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- ウ 借入申込者以外の同居人として配偶者または双方の親以外と同居していないこと。
- エ 借入申込者の属する世帯構成員が原則として65歳以上であること。
- オ 借入申込者の属する世帯が市民税非課税程度の低所得であること。

②相談窓口

松戸市社会福祉協議会（申請は千葉県社会福祉協議会）

（２）生活保護受給対象世帯（要保護世帯）向け

①対象要件

- ア 借入申込者の属する世帯が、本事業を利用しなければ生活保護の受給を要することとなる要保護世帯であること。
- イ 借入申込者の属する世帯構成員が原則として65歳以上であること。
- ウ 居住用不動産（土地・建物）の評価額が500万円以上であること。
（千葉県社会福祉協議会の選任する不動産鑑定士の評価額）

- エ 資金の貸付を受けようとする者が単独で所有している不動産に居住していること。ただし、同居の配偶者と不動産を共有している場合については、同居の配偶者が連帯借受人となる場合に限り、共有でも対象とすることができる。
- オ 借入申込者が居住している不動産に賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていないこと。

※相続人全員から、リバースモーゲージの利用に対し同意書をとることも条件です。

②相談窓口

生活支援一課（松戸市社会福祉協議会を通して千葉県社会福祉協議会に申請）

長期生活支援資金貸付制度に関する相談窓口

○低所得世帯向け

松戸市社会福祉協議会 047-368-0503

○生活保護受給対象世帯（要保護世帯）向け

生活支援一課 047-366-7349

6 松戸市虐待防止指針作成の手引き

虐待防止のための指針作成の手引き

松戸市高齢者虐待防止ネットワーク
令和4年12月

はじめに

令和3年度介護報酬改定で、「介護に携わるすべての事業所における高齢者虐待に対する対応」が義務づけられました。具体的には、「事業所ごとに、指針の作成、委員会の開催、研修の実施」などが要請されています。3年間の移行期間がありますが、令和6年4月1日には、すべての事業所でこれを整備する必要があります。

しかし、これらを、例えば、「ケアマネジャー1人で運営している居宅介護支援事業所」、「3人の看護師で運営している訪問看護ステーション」が可能だろうか、と考えると、非常に困難なものがあると思われます。また、比較的職員数が多い、老人ホームなどの介護施設でも、指針の策定には苦悩しているのではないかと予想します。

そこで、松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、「指針の雛型」を作り、個々の事業所の方々が、それを「見本」として自身の事業所の指針を作成可能にしたいと考えました。また、研修に関しては、松戸市で行われる研修会や、松戸市で配信・配布する動画研修ツールなどを活用して頂くことができます。このようにすれば、個々の事業所の負担を極力少なくして、良質な指針策定や、良質な研修会開催ができると思います。

もう一つ大切なことがあります。この指針には、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク18年の歴史でつちかった知恵が凝縮されている」ことです。松戸市は高齢者虐待防止法施行に先立つ2年前の2004年にネットワークを立ち上げ、国内でも先進的な高齢者虐待防止対応をしてきました。特に、虐待防止の実践において、具体的な記載を数多く、この指針のひな型に盛り込みました。そして、事業所の方々は、この雛形を用いるだけで、高齢者虐待防止において、十分に水準の高い、有力な指針を作り、実践できるものと期待します。

実際には、小規模事業所が他の事業所と連携して委員会等を開催する場合の事例の個人情報取り扱いなど、細部には解決すべき課題は多くありますが、まずは、この雛形をご利用いただき、事業所の虐待防止対応の整備に着手して頂ければ幸いです。

2022年12月

高齢者虐待防止ネットワーク
会長 和田忠志

目次

<u>I.手引きの利用方法.....</u>	<u>3</u>
<u>II.虐待防止のための指針の構成案と記載事項.....</u>	<u>6</u>
<u>III.参考文献.....</u>	<u>10</u>
<u>IV. 虐待防止のための指針 雛型.....</u>	<u>11</u>

I. 手引きの利用方法

1) 目的

令和3年度の介護報酬改定・基準省令改正により、各施設、各事業所による虐待防止の体制整備が義務づけられました。本手引きは、市内すべての介護保険事業者が、適切な「虐待防止のための指針（以下、指針）」を作成するとともに、指針に従った取り組みを推進していただくことを目的に作成いたしました。

2) 利用を想定している方

すべての介護保険事業者

3) 利用する上での留意点

本手引きは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークや松戸市が、今までの取り組みを踏まえ、推奨する内容を記載しています。

しかしながら、既に指針を作成していたり、事業所の規模等によっては、手引きに示した内容の実施が難しかったり、事業所の実態にそぐわなかったりする場合もあることから、本手引きに必ずしも沿った運用を行う必要はありません。

本手引き及び巻末につけました雛形を参考に、事業所の規模、提供サービス内容、職員の特性を踏まえた指針を作成していただき、指針に基づき適切な虐待対応の取り組みを推進できるようご留意ください。

4) 期待する効果

○指針作成の過程および指針に基づいた取り組みを通し、職員の虐待防止に対する意識が向上し、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応が推進される。

○虐待が疑われる事例を発見した場合は、担当の地域包括支援センターまたは松戸市地域包括ケア推進課に通報したり、状況に応じて警察、救急車を要請することが周知徹底される。

・地域包括支援センター

次ページ参照
(通報は24時間お受けします)

・松戸市地域包括ケア推進課

電話 047-366-7343
FAX 047-366-7748

・目前で暴力が行われているとき

110番へ

・医療がすぐに必要な病気やけががあるとき

119番へ

地域包括支援センター 連絡先一覧

	所在地	担当地域	連絡先
明第1	稔台 7-13-2 第3山田マンション101-A	根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘1～2丁目・松戸新田 仲井町1～3丁目・稔台・稔台1～8丁目・岩瀬・野菊野 胡録台	☎ 047-700-5881 FAX 047-700-5567
明第2西	栄町西 3-991-15	栄町1～8丁目・栄町西1～5丁目・樋野口・古ヶ崎 古ヶ崎1～4丁目	☎ 047-382-5707 FAX 047-382-5727
明第2東	上本郷 3196 パイン ツリーコート1階	上本郷・北松戸1～3丁目・竹ヶ花・竹ヶ花西町・南花島 南花島1～4丁目・南花島中町・南花島向町	☎ 047-382-6294 FAX 047-312-4882
本庁	松戸 1292-1 シティハイツ1階	本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町	☎ 047-363-6823 FAX 047-710-7198
矢切	上矢切 299-1 総合福祉会館内	上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台1～5丁目・二十世紀が丘柿の木町・ 二十世紀が丘萩町 大橋〔旧有料道路(県道松戸・原木線)西側〕・栗山	☎ 047-710-6025 FAX 047-710-6027
東部	紙敷 1186-8 第二南花園内	河原塚・田中新田・紙敷・紙敷1～3丁目・東松戸1～4丁目・ 秋山・秋山1～3丁目・高塚新田・和名ヶ谷・大橋〔旧有料道路(県 道松戸・原木線)東側〕・二十世紀が丘丸山町 二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町 二十世紀が丘梨元町	☎ 047-330-8866 FAX 047-330-8867
常盤平	常盤平 2-24-2 第C号棟5号室	金ヶ作・千駄堀・常盤平1～7丁目〔常盤平団地の担当地域を 除く〕・常盤平双葉町・常盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平 柳町・牧の原・牧の原1～2丁目・日暮 日暮1～8丁目・常盤平松葉町	☎ 047-330-6150 FAX 047-330-6260
常盤平 団地	常盤平 2-24-2 第C号棟6号室	常盤平1丁目のうち駅上市街地住宅・常盤平2丁目のうち 1街区・常盤平3丁目のうち3街区・中央市街地住宅・駅前市街地住 宅・セントラルハイツ・常盤平4丁目のうちE街区・常盤平7丁目の うち2街区・けやき通り住宅	☎ 047-382-6535 FAX 047-382-6536
五香 松飛台	五香西 2-35-8 斉藤ビル1階	串崎南町・串崎新田・松飛台・五香1～8丁目 五香西1～6丁目・五香南1～3丁目・五香六実	☎ 047-385-3957 FAX 047-385-3958
六実 六高台	六高台 2-6-5 リパティバル1階	高柳・高柳新田・六実1～7丁目・六高台西・六高台1～9丁目	☎ 047-383-0100 FAX 047-383-2288
小金	小金 3 高橋ビル4階	幸田・幸田1～5丁目・中金杉1～5丁目・平賀・東平賀・殿平賀・久 保平賀・大金平1～5丁目・大谷口・小金・小金きよしヶ丘1～5丁目・ 小金上総町・小金清志町1～3丁目・ニツ木・ニツ木二葉町・ 根本内(国道6号西側)	☎ 047-374-5221 FAX 047-349-0560
小金原	栗ヶ沢 789-22	根本内(国道6号東側)・小金原1～9丁目・栗ヶ沢 八ヶ崎1丁目・小金1700番台	☎ 047-383-3111 FAX 047-385-3071
新松戸	新松戸 1-414 大清堂ビル1階	横須賀1～2丁目・新松戸1～7丁目・新松戸東 新松戸北1～2丁目・小金1100～1300番台	☎ 047-346-2500 FAX 047-346-2514
馬橋西	西馬橋広手町 40-1 秀栄ビル101	旭町1～4丁目・外河原・七右衛門新田・主水新田 新松戸南1～3丁目・西馬橋1～5丁目・西馬橋相川町 西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋(JR線西側)	☎ 047-711-9430 FAX 047-711-9433
馬橋	中和倉 130 第1 コーポオンダ1階	馬橋(JR線東側)・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎・八ヶ崎緑町 八ヶ崎2～8丁目・中根・新作・中根長津町・中和倉	☎ 047-374-5533 FAX 047-374-5501

参考：小規模事業所での委員会の開催・研修の実施

令和3年度介護報酬改定・基準省令改正に伴う解釈通知において、「他の会議体との一体的な設置・運営」及び「他のサービス事業者との連携等により行うこと」をそれぞれ差し支えないとしています。

また、下記の通り介護報酬改定に関する Q&A においても、従業者が実質1名等の小規模な事業所における考え方が示されています。

問 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業所では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

出典：令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) (令和3年3月26日)

「他の会議体との一体的な設置・運営」は、身体拘束の適正化やリスクマネジメント委員会、感染対策委員会等との一体的な設置・運営です。「一体的」とは、事業所ごとに設置・運営される委員会の役割や検討事項等を一本化するということではありません。「合同開催」に近いものとしてそれぞれの役割や取り扱う事項の範囲を明確にしておく必要があります。

また、「他のサービス事業者との連携等により行うことについて」は、法人内の複数事業所による合同開催や、地域の他事業所(法人)と連携して実施する等の形が考えられます。しかしながら、委員会で個別事例等を取り扱う際には、個人情報の事業所外委員への開示に十分注意し、匿名性の高い形で取り扱います。

【個人情報の取り扱い例】

- ①年齢、性別、は、開示する。被害者(疑いの者)および加害者(疑いの者)氏名は開示しない。
- ②利用するサービスの種別(訪問診療、訪問介護、短期入所生活介護、など)は開示する。
- ③利用するサービス事業所(医療機関、介護保険のサービス事業所)の名称は匿名とする。
- ④委員会の日時と出席者を必ず記録する。
- ⑤事例検討結果の記録文書はその事例を受け持つ事業所のみ保管する。

Ⅱ. 虐待防止のための指針の構成案と記載事項

以下、指針の構成案を示すとともに、事業所で取り組んでいただくことを推奨する内容を示します。

各施設・事業所の状況に応じて、内容をご検討ください。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

- (1) 高齢者虐待防止に関する法人の理念や、高齢者虐待の未然防止、早期発見、適切な対応の必要性について明記する。
- (2) 虐待が疑われる事例を発見した場合は、高齢者虐待防止法7条に基づき、担当の地域包括支援センターまたは松戸市地域包括ケア推進課に通報する義務があることを明記する。委員会や管理職への報告は、強制されるべきものではない旨を明記する。
- (3) 当該事業所がある場所の通報先となる地域包括支援センター名と電話番号を明記する。
- (4) 虐待を疑う事例、虐待と認められる事例を発見した場合、通報義務があることを明記する。
- (5) 被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、警察あるいは救急車を要請することを明記する。
- (6) 介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることを明記する。

【参考】 介護保険法 第74条 第6項 ※他サービス事業者も同様の記載あり

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを明記する。
- (2) 委員会は、管理者を含め、幅広い職種で構成することを明記する。また、多くの職員が経験できるように、持ち回り制で行うことが望ましい。
※委員会人数は、事業所の規模によって検討する。
- (3) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- (4) 委員会は年4回以上、定期開催することが望ましい。また、年間、実施回数を明記する。また、重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討することを明記する。
- (5) 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用するように努めるが、見つからない場合は必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市地域包括ケア推進課に相談・助言を求めることを明記する。

(6) 委員会について、他の会議体を設置しており、これと一体的に設置・運営する場合はその旨を、また他のサービス事業者との連携等により行う場合は、この旨を明記する。

※委員会内で個人情報を扱う場合は、他会議との一体的開催や他サービス事業者や外部委（市民等）との連携は慎重に判断する必要がある。

(7) 委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うと明記する。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することを明記する。

(8) 委員会で検討し、そこで得た結果（事業所における虐待防止に対する体制、虐待等の再発防止策等）については、従業者に周知徹底を図ることを明記する。

(9) 委員会で検討する事項は下記の通りとする事を明記する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報（通報先は地域包括支援センターまたは市役所）が行われたかどうかの確認
- 事例検討
 - 家庭内の虐待（養護者による虐待）の事例検討
 - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
 - 当該事業所職員による虐待（養介護施設従事者等による虐待）の事例検討
 - 身体拘束を行なった事例検討
 - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
 - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
 - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
 - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する
 - 終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言
- 事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- 研修会の開催（市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可）
研修を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。（市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可）。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修の必要性として、従事者は経験が豊富で技能が高いほど虐待事例・困難事例に適切に対応できること、それゆえ、介護技能の研鑽が重要性であること、を記載する。
- (2) 一方で、優れた支援者であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があること、それゆえ、経験者でも内省が必要なこと、を記載する。
- (3) 研修会は指針に基づいた研修プログラムを作成することを明記する。
- (4) 定期的な研修（年1回以上）及び、新規採用者には虐待の防止のための研修を必ず実施することを明記する。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを教材にしても差し支えない。
- (5) 研修の実施内容については記録を残すことを明記する。
- (6) 職員研修の際は「自己チェックリスト」を活用して、自身の介護状況を振り返る時間を設けることを明記する。
※松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を用いることも可能である。
- (7) 内部研修だけでなく、県や市、地域包括支援センターが行う外部研修会へ参加することを明記する。
- (8) 研修は全従業者が受けられるような方法を検討することを明記する。
※松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのHPにある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」を活用することも可。

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法について手順を記載する。
- (2) 行政が実施する高齢者虐待に係る調査について協力することを記載する。
- (3) 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うことを明記する。明らかに虐待と認識できる事例以外にも、下記のような事例も検討の対象にするよう、留意されたい。

事例検討内容例：

- ①養護者等による高齢者虐待…
 - a. 自宅での身体拘束事例
 - b. 養護者以外による経済的虐待事例
- ②養介護施設従事者等による虐待…
 - a. 身体拘束事例、行動抑制を目的に鎮静剤投与等を医師に依頼した事例
 - b. 命令口調での対応、高齢者の話を強い口調でさえぎる等の行為
 - c. 不適切な介護が疑われる事例

上記のようなものについても、事例検討を実施し、虐待の解消や再発防止策を検討する。明らかに虐待と認識できる事例、上記のような事例を含め、現在進行中の全ての事例を、定期の委員会にて検討する。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制について手順を記載する。
- (2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制について手順を記載する。
- (3) 虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたとき、委員会に「ヒヤリハット報告」を行う必要があることを指針に明確に記載する。
- (4) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットについては虐待防止検討委員会へ報告するよう明記する。
- (5) 虐待が疑われる場合、委員会に報告する前に、地域包括支援センターあるいは市に通報する義務があることを明記する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 成年後見制度の利用の支援についての手順や方法について記載する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等に係る苦情が発生した場合の解決方法について手順を記載する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- (1) 本指針を利用者に見えやすいところに掲示することを明記する。
- (2) 利用者の通報の利便を図るため、当該事業所がある場所の「高齢者虐待通報先」である地域包括支援センターの電話番号と松戸市役所地域包括ケア推進課の電話番号を利用者に見えやすいところに掲示することを明記する。
※松戸市地域包括ケア推進課作成の虐待防止ポスターを活用することも可。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くことを明記する。

10. 本指針の改廃

指針の改廃の手順を明記する。

11. 附則

指針の施行日を明記する。

Ⅲ. 参考文献

- ・ 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター：
施設・事業者における高齢者虐待防止のための体制整備
～令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考～. 令和4年3月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用 令和3年4月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 家庭用 令和3年4月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 専門職用 令和3年4月

IV. 虐待防止のための指針 雛型

以下については、「Ⅱ. 虐待防止のための指針の構成案と記載事項」に示した、事業所で行っていただくことを推奨する内容をもとに作成した雛形になります。

指針の作成過程を通し、日頃の虐待防止の取り組みを振り返り、さらなる取り組みを推進していただくことを期待します。

文中の〇〇等については、事業者名等を記入してください。

虐待防止のための指針

法人名 ○○○○

施設名 ○○○○

※各施設・事業所の状況に応じて、内容をご検討ください。

〇〇事業の人員、施設及び運営に関する基準省令35条の2に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。当施設（事業者）では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当施設（事業者）が掲げる理念〇〇を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定〇条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を資料1のような行為として整理します。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及び、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置

〇〇事業の人員、設備及び運営に関する基準省令35条の2に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「〇〇事業者 虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、介護部長、各課課長、各フロアーリーダー、看護職員の代表者、生活相談員の代表者とし、代表者は2年任期とします。また、外部有識者として顧問弁護士及び社会福祉士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員を任命することとします。これらの外部有識者を積極的に採用するように努めますが、必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市地域包括ケア推進課に相談・助言を求めます。

委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が務めます。

また、副委員長を介護部長とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
看護・介護部長	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

各課課長・各フロアーリーダー	虐待防止対策の周知・進捗管理
看護職員の代表者	医療的ケア等に関する検討
生活相談員の代表者	利用者・家族等への説明・相談対応
外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

（３）委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年４回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とします。併せて、年〇回、法人内の各事業所の虐待防止検討委員会と共催します。

重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。その際、〇〇個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

（４）委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

（５）結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各課課長及びフロアーリーダーにより回覧するなどして周知徹底を図ります。

〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報（通報先は地域包括支援センターまたは市役所）が行われたかどうかの確認
- 事例検討
 - 家庭内の虐待（養護者による虐待）の事例検討
 - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
 - 当該事業所職員による虐待（養介護施設従事者等による虐待）の事例検討
 - 身体拘束を行なった事例検討
 - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
 - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
 - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
 - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する
終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言

- 事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- 研修会の開催(市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可)
研修を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。(市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可)。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。それゆえ、全職員の介護技能の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要となります。これらのことから、高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

(1) 定期開催

全職員に対し、年2回(〇月頃および〇月頃)の研修会を実施します。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを活用します。県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできます。

定期開催の研修会に参加していない、参加できない職員には、松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴をもって、研修会に参加したものとします。

(2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

(3) 外部研修会へ参加

県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行います。

また、全職員が松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴ができるように配慮します。

(4) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- ①自身の介護状況の振り返り
- ②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ③本指針及び「〇〇虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ④虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法
- ⑤委員会の活動内容及び委員会における決定事項

なお、①自身の介護状況の振り返りは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を活用します。

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、当施設統一様式(様〇式第号)により研修実施記録を作成し、使用した資料とともに、記録簿ファイルに綴り、文書管理規定に則り保管・管理します。

(6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては各フロアリーダーにより伝達し、その結果も研修記録に含めます。

4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

(1)市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生します(高齢者虐待防止法第7条第2項)。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに下記へ通報してください。その後、委員会の構成員もしくは、管理職に報告をお願いします。但し、委員会の構成員や管理職への報告は強制するものではありません。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請してください。

また、通報者の秘密は守られます(高齢者虐待防止法 第8条、第23条)。

通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

通報先

(_____) 地域包括支援センター 電話 _____
FAX _____

(通報は24時間お受けします)

松戸市地域包括ケア推進課 電話 047-366-7343
FAX 047-366-7748

目前で暴力が行われているとき 110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるとき 119番へ

(2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、松戸市地域包括ケア推進課（または地域包括支援センター）に通報した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式（様式第〇号）を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。（松戸市のみに通報し、施設管理職・委員会等に報告しないという方法をとっても差し支えありません。）

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- ①当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ②松戸市地域包括ケア推進課への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③法人本部、家族等への報告（第一報）
- ④関係職員・フローリーダー等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥事後対応及び再発防止策の周知・実行
- ⑦関係者への報告（第二報以降適時）
- ⑧必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価
- ⑩虐待事例の事例検討会の実施

(3) 千葉県及び松戸市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力

千葉県及び松戸市から、高齢者虐待等に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

なお、虐待かもしれない感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたときには、委員会に「虐待ヒヤリハット報告」をする必要があります。

(2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制

事故報告ヒヤリハット報告委員会規則に従います。

(3) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットの取り扱い

事故報告ヒヤリハット報告委員会は、自己報告及びヒヤリハット報告に虐待が疑われる事例が含まれていないかを確認をします。虐待が疑われるような事例を発見した場合は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、地域包括支援センター、松戸市成年後見相談室を適宜紹介します。

成年後見制度の概要は、資料2を参照してください。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。

受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に来所した方及び当施設の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に提示するとともに、当法人ホームページに掲載します（[http : 〇〇](http://〇〇)）。

併せて、利用者の通報の利便を図るため、〇〇地域包括支援センターの電話番号と松戸市役所地域包括ケア推進課の電話番号が記載された虐待防止ポスターを作成し、各フロアーに掲示します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(1) 「〇〇事業者虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて、改定された「〇〇事業者虐待防止マニュアル（〇年版）」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

(2) 虐待防止担当職員の配置

各フロアー及び各課に虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を配置します。担当職員は、委員会委員もしくは、主任職以上の職員とします。

(3) 他機関との連携

県、松戸市、〇〇協議会等、県、市、及び他施設・他事業者との連携の機会及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ります。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、令和〇年〇月〇日より施行する。

資料1 高齢者虐待の種類

○身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

例)

- ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
- ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為
- ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 など

○介護等放棄：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

例)

- ①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている
- ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、使わせなかったり放置する

○心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心的外傷を与える言動を行うこと

例)

- ①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

○性的虐待：わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること

例)

- ①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為または強要

○経済的虐待：財産を不当に処分したりその他不当に財産上の利益を得ること

例)

- ①本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

資料2 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

○成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することとなります。

- ①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、援助する制度。
- ②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

○成年後見制度の申立者

法定後見制度を利用するための申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が低下している場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます（松戸市では市町村申立ての相談窓口は高齢者支援課になります）。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがありえます。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市長村長が申立人となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るためなき努力が必要です。

○成年後見制度に関するお問合せ先

- ・松戸市成年後見相談室 電話 047-702-3033
- ・地域包括支援センター

高齢者虐待に関する参考図書・参考資料、引用文献一覧

題名	著者	出版社等	発行
市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について	厚生労働省	厚生労働省	2006年4月 2019年3月改訂
千葉県虐待対応マニュアル	千葉県健康福祉部	千葉県健康福祉部	2016年11月 2019年3月
松戸市高齢者虐待防止マニュアル(家庭用)第3版	松戸市・松戸市高齢者虐待防止ネットワーク	松戸市	2017年9月
松戸市高齢者虐待防止マニュアル(養介護施設用)第3版	松戸市・松戸市高齢者虐待防止ネットワーク	松戸市	2017年9月
高齢者虐待防止に向けた体制構築のためにー東京都高齢者虐待対応マニュアルー	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課	東京都	2006年3月
高齢者虐待対応の手引	埼玉県	埼玉県	2007年3月
笠岡市高齢者虐待防止・対応マニュアル	笠岡市、笠岡市地域包括支援センター運営協議会、高齢者虐待防止検討部会	岡山県笠岡市	2008年3月
成年後見制度をどのように利用するとよいのか？(わかりやすい一問一答集)	社団法人千葉県社会福祉士会	社団法人千葉県社会福祉士会	2008年4月
わかりやすい成年後見実務の手引き(一問一答集)	社団法人千葉県社会福祉士会	社団法人千葉県社会福祉士会	2006年4月
福祉関係者のための成年後見活用講座(第4版)	社団法人日本社会福祉士会	社団法人日本社会福祉士会	2006年3月
平成18年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果	厚生労働省発表	厚生労働省	2007年 12月19日
介護保険情報 9月号 「資料」	大阪市	株式会社社会保険研究所	2008年9月
高齢者虐待を防ぐ地域のネットワーク 横須賀市高齢者虐待防止事業から	角田幸代	株式会社ぎょうせい	2006年1月
高齢者虐待防止研究 Vol 3	日本高齢者虐待学会	株式会社ワールドプランニング	2007年
高齢者虐待防止研究 Vol 4	日本高齢者虐待学会	株式会社ワールドプランニング	2008年
市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き	平成22年度老人保健増進等事業	社団法人日本社会福祉士会	2011年3月
成年後見制度市町村申立マニュアル	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 成年後見制度推進マニュアル作成委員会	千葉県・千葉県社会福祉協議会	2012年3月
高齢者虐待防止研究 Vol 12	日本高齢者虐待防止学会	日本高齢者虐待防止学会	2016年
実践から学ぶ高齢者虐待の対応と予防	高崎絹子他	(株)日本看護協会出版会	2010年6月

高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド	荘村明彦	中央法規出版株式会社	2010年9月
平成26年度、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果	厚生労働省		2016年2月
権利擁護相談事例集 財産侵害・借金・虐待への対応	編著 大國美智子・川並利治	中央法規	2008年
高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック 高齢者支援に関わるすべての人の必携書	監修 大淵修一	法研	2008年
高齢者虐待の研究 虐待、ネグレクト、搾取 究明のための指針と課題	リチャード・J・ボニー、ロバート・B・ウォレス 監訳 多々良紀夫		2008年
Q&A ドメスティックバイオレンス 児童・高齢者虐待対応の実務	編集 富永忠祐	新日本法規	2009年
実践から学ぶ高齢者虐待の対応と予防	監修 高崎絹子 編集 岸恵美子・小長谷百絵・小野ミツ	日本看護協会出版会	2010年
高齢者虐待の予兆察知 在宅介護における家族支援と対応のポイント	編著 加藤伸司、矢吹知之	株式会社ワールドプランニング	2011年
高齢者虐待を防げ 家庭・施設・地域での取り組み	監修 倉田康路、滝口真 編著 高齢者虐待防止ネットワークさが	法律文化社	2011年
高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド	編集 社団法人日本社会福祉士会	中央法規	2010年
市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き	編集 社団法人日本社会福祉士会	中央法規	2012年
市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き 帳票・事例編	編集 社団法人日本社会福祉士会	中央法規	2012年
高齢者虐待防止のための家族支援 安心づくり安全探しアプローチ(AAA)ガイドブック	著者 副田あけみ・土屋典子・長沼葉月	誠信書房	2012年
事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド-地域の見守りと介入のポイント-	監修 公益社団法人あい権利擁護支援ネット 編著 池田恵利子、川端伸子、高橋智子	中央法規	2013年
高齢者虐待にどう向き合うか 安心づくり安全探しアプローチ開発	編著 副田あけみ	瀬谷出版	2013年
実践成年後見 No.56 「高齢者虐待対応と自治体・専門職の役割」	著者 新井誠	民事法研究会	2015年
ソーシャルワーク実践による高齢者虐待予防	著者 乙幡美佐江	民事法研究会	2019年

令和5年2月1日（第2版第4刷）

発行 松 戸 市

編集 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク

連絡先 松戸市 地域包括ケア推進課

（基幹型地域包括支援センター）

電 話 047-366-7343

F A X 047-366-7748

E-mail mchoukatsukea@city.matsudo.chiba.jp

公式ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>

松戸市高齢者虐待防止マニュアルは、

このホームページからダウンロード可能です。